



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	子どもの自己決定と憲法（6）：米・台・日における子どもの人権・権利論の分析・比較
Author(s)	宋, 峻杰
Citation	北大法学論集, 69(2), 334[157]-272[219]
Issue Date	2018-07-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/71188
Type	departmental bulletin paper
File Information	lawreview_vol69no2_06.pdf



子どもの自己決定と憲法（6）

—— 米・台・日における子どもの
人権・権利論の分析・比較 ——

宋 峻 杰

目 次

序 研究動機及び内容の構成

第一節 問題意識

第二節 成長発達権の概念からのアプローチ

第Ⅰ部 家族

第一章 アメリカ合衆国

第一節 「子ども」・「家族」・「国家」の過去と現在

第二節 性的結合行為と子ども (以上、61巻1号)

第三節 社会的身分と子ども

第四節 医療行為と子ども

第五節 家庭内暴力と子ども

第六節 小括

第二章 台湾

第一節 台湾における家族像への接近 (以上、62巻3号)

第二節 性的結合行為と子ども

第三節 社会的身分と子ども

第四節 家庭内暴力と子ども

第五節 小括

第三章 日本

第一節 家族像の推移 (以上、62巻4号)

第二節 性的結合行為と子ども

第三節 社会的身分と子ども

第四節 医療行為・家庭内暴力と子ども

第五節 小括

第四章 第Ⅰ部の考察を経て (以上、67巻3号)

第Ⅱ部 教育

第五章 アメリカ合衆国

第一節 教育に関する形態の変遷と子ども

第二節 教育制度における子どもと親の位置づけ

第三節 学校管理と子どもの自律

第一項 論点の概要

第二項 個人の外見

第三項 生徒の身体や持ち物に対する検査 (以上、68巻4号)

第四項 個人のライフスタイルの選択と係わる事柄

第一目 結婚で人生を送ろうか否かの選択

一、生徒が妊娠した場合

二、生徒が結婚した場合

第二目 信仰で生きようか否かの選択

一、「宗教」とアメリカ社会の一断面

二、公立学校における祈祷及び聖書の拝読

第四節 教育をめぐる連邦政府の働き

第一項 論点の概要

第二項 『アメリカ合衆国憲法』が定められている枠組み

第一目 連邦政府の動き

第二目 連邦最高裁の対応

第三項 二〇〇二年の『落ちこぼれを作らないための初等中等教育法 (NCLBA)』

第一目 『NCLBA』の内容とその問題点

第二目 Connecticut 州からの提訴

第五節 小括

第六章 台湾

第一節 教育に関する法的枠組み

第一項 『中華民国憲法』

第一目 『中華民国憲法』制定されたまでの流れ

第二目 『中華民国憲法』に於ける「教育条項」

第二項 一九九九年の『教育基本法』

第一目 その立法過程

第二目 二〇〇三年大法官积字第五六三号解釈

第三項 教育を言及する大法官の解釈

第一目 一九九五年大法官积字第三七三号解釈

- 第二目 一九九五年大法官釈字第三八〇号解釈
- 第三目 一九九五年大法官釈字第三八二号解釈
- 第四目 小括
- 第二節 教育制度における親と子どもの位置づけ
 - 第一項 論点の概要
 - 第二項 憲法における就学の義務という規定
 - 第三項 教育課程の編成
 - 第四項 教科書の選定問題 (以上、本号)
- 第三節 教育行政と子ども
- 第四節 小括
- 第七章 日本
 - 第一節 教育に関する法的構図の再編
 - 第二節 子どもの自己決定を支える憲法・教育法的論点
 - 第三節 小括
- 第八章 第Ⅱ部の考察を経て
 - 結びに代えて ライフサイクルにおける子どもの自己決定

第四項 個人のライフスタイルの選択と係わる事柄

個人の自立を強調するアメリカ社会¹の雰囲気には連邦最高裁判決²からの加担も加え、子どもが自分の最善的な利益を追求する動機は、場合によって大人と同様に選択する権利が保障されると見ることができよう。この項目において、子どもは学校の教育を通して心身の発達と共に図ってきている段階におきながら、自分のライフスタイルを自ら決めようとする際、大人によって管理される学校は如何なる対応で臨んでいるのかの様子を検討してみたい。そして、ピックアップされたのは「性・結婚」及び「信仰」というテーマである。

¹ 田中英夫『アメリカの社会と法』（東京大学出版会・1972年）193頁。

² 例えば、1972年に下された連邦最高裁の Yoder 判決の Douglas 裁判官の「…子どもの意思を検討せずに、親の…意思を子どもに押し付けることは、子どもの権利への侵害となる」との説示がある。Wisconsin v. Yoder (406 U.S. 205 [1972]), at 244.

第一目 結婚で人生を送ろうか否かの選択

「結婚」という段階に踏み込もうとする前、より現実的に考えなければならぬのは恐らく「妊娠」という生理的経過に対する生徒（子ども）本人とその家族、更に性交渉の相手の対応だと思われる。Raskin の研究によると、毎年アメリカにおいて性的経験を持つ青少年が凡そ何百万人以上いると統計されている。その中、四〇から五〇万人程度の女子は意図的ではない妊娠が体験している³。このような状況に対し、学校として直面させられるのは妊娠した生徒やその前後に結婚の道を選んだ生徒に如何なる対応をすべきかの問題である。

一、生徒が妊娠した場合

この問題をより明確に設定すれば、「学校は妊娠した女子生徒に対しに如何なる対応をとるべきか」ということになろう。こうして、性別が明らかに一つの重要なポイントとなってくる。Alexander らの研究によれば、一九七〇年代の前半までに学校は凡そ女子生徒に対して退学や除名処分 (expel) をなされてきた⁴。ところが、一九六九年に Mississippi 州の連邦地裁による Perry v. Grenada Municipal Separate School District (300 F. Supp. 748 [1969]) 判決⁵が一つの象徴的な例として、このような学校側の対応が合衆国憲法修正一四条の平等保護条項に違反する見解が強くなってきた⁶。その上、一九七二年に連邦政府によって制定された『教育法修正タイトルIX』（Title IX of the Education Amendments of 1972）はここと後述する生徒が結婚した場合、如何なる形である性による差

³ Jamin B Raskin, *We the Students Supreme Court Cases for and about Students*, 2nd ed., (Washington, D.C. 2003), at 227.

⁴ Kern Alexander and M. David Alexander, *the Law of Schools, Students and Teachers In a Nutshell*, 3rd ed., (U.S.A. 2003), at 123.

⁵ 『LexisNexisホームページ』（2008年10月28日）〈http://www.lexis.com/research/retrieve?_m=c938e8a5c7be6d2787dabb9133199f04&docnum=1&_fmtstr=FULL&_startdoc=1&wchp=dGLzVtb-zSkAb&_md5=8d50bcd1656a1595ef447f78014fc652&focBudTerms=300%20f.suppl.%20748&focBudSel=all〉。

⁶ 300 F. Supp. at 750. Kern Alexander and M. David Alexander, *op. cit. supra* note 4, at 123-124.

別⁷から、生徒たちの就学し続ける権利が保障されることに重要な役割を果たしている⁸。しかし、難問が依然に残されている。

問題点の存在に気づかされる材料として、一九八五年に連邦第七巡回区控訴裁判所が出された *Wort v. Vierling* (778 F.2d 1233 [1985]) 判決⁹、及び一九九〇年に下された連邦第三巡回区控訴裁判所の *Pfeiffer v. Marion Center Area School Dist.* (917 F.2d 779 [1990]) 判決¹⁰がある。この二つの判決の当事者となる者はいずれもアメリカの「全米優等生協会 (National Honor Society)」のメンバーであった。そして、二人の女子生徒がいずれも未婚のまま妊娠してしまった末、同協会から除籍処分を受けたのである。ところが、前の *Wort* 判決において裁判所は同協会が彼女の妊娠に基づいて除籍処分をなされたのは前記の教育法修正タイトルⅨと修正一四条の平等保護条項に違反する行為だと判断したが、後の *Pfeiffer* 判決で裁判所は同協会の除籍処分を支持したのである。なぜなら、*Pfeiffer* 判決で女子生徒の妊娠より当該生徒による婚前の性行為を主な争点にしたからである¹¹。こうして、Alexander らは全米優等生協会

⁷ *Ibid.* なお、市民的権利に関する法律第Ⅶ編を改正して成立させた『一九七九年の妊娠による差別禁止法 (the Pregnancy Discrimination Act of 1979)』は雇用の場合に適用される法律だが、Alexander らは同法も連邦の議会が妊娠によって女性を差別することを撤廃せよという動きを具体化する一環だと見做している。アメリカ自由人権協会編・青木宏治・川口彰義監訳『生徒の権利』(教育史料出版会・1991年) 159頁。

⁸ *Id.* at 124. アメリカ自由人権協会編・青木宏治・川口彰義監訳・前掲書注(7) 167～169頁。

⁹ 『LexisNexis ホームページ』(2008年10月28日)〈http://www.lexis.com/research/retrieve?_m=e1c2a14cd5ea3ed26290a819225e6aef&docnum=1&fmtstr=FULL&_startdoc=1&wchp=dGLzVtb-zSkAb&_md5=4983194133225b5f4ce3d19c2a5c1172&focBudTerms=778%20f.2d%201233&focBudSel=all〉。

¹⁰ 『LexisNexis ホームページ』(2008年10月28日)〈http://www.lexis.com/research/retrieve?_m=5d26ad0ad77e1011b6a5a4eb5ff5f1c5&docnum=1&fmtstr=FULL&_startdoc=1&wchp=dGLzVtb-zSkAb&_md5=aae95ccf55b546a83f1e2f38ea1ad9ad&focBudTerms=917%20f.2d%20779&focBudSel=all〉。Jamin B Raskin, *op. cit. supra* note 3, at 227-230.

¹¹ Kern Alexander and M. David Alexander, *op. cit. supra* note 4, at 124-125.

のような組織が Pfeiffer 判決に依拠し、妊娠を除き、学校でも不適切だと教示する行為の違反に基づく理由だけで生徒たちを締め出すことができるようになるという一方、学校や教育的効果をより促進させる学生組織（school benefits）が妊娠を理由にして生徒を締め出すことができない法理が殆ど確立されたことも示している¹²。

二、生徒が結婚した場合

前述したように、生徒は結婚しても通学し続ける権利が依然に保障されるのが現状である¹³。その中、「結婚している生徒には、課外活動に参加する権利があるか」という問題が提起され、議論を交わっている。

第二次世界大戦後の暫くの間に、アメリカにおける「…下級審判決の大多数は、結婚した生徒の学校教育活動の制限は合理性を有すると判示する」¹⁴傾向が見られるけれども、一九六〇年代が境界線になり、当該合理性に対して疑問視をする判決が現れる。例えば、一九六八の Lee v. Macon County Board of Education (283 F. Supp. 194 [1968]) 判決¹⁵において、Alabama 州の連邦地裁は結婚した選手に対して学校間の競技に参加することを禁止する規定が廃止されるべきだと判断した¹⁶。また、

¹² *Id.* at 125.

¹³ 裁判例の流れを見ると、下級審において1929年に Mississippi 州の最上級裁判所は *McLeod v. State* (154 Miss. 468 [1929]) 判決で当時の州憲法に基づいて「学校や学区（高校）は結婚したことを理由として生徒を退学処分にはできない」と判断した例がある。『LexisNexis ホームページ』（2008年10月28日）〈http://www.lexis.com/research/retrieve?_m=9a2832ff82d22446f7e59938f672e1fd&docnum=1&_fmtstr=FULL&_startdoc=1&wchp=dGLzVtb-zSkAb&_md5=d65a25e102f904d41dfed1d3002625e&focBudTerms=154%20miss.%20468&focBudSel=all〉。アメリカ自由人権協会編・青木宏治・川口彰義監訳・前掲書注（7）168頁。

¹⁴ 千葉卓『教育をうける権利』（北海道大学図書刊行会・1990年）405頁。

¹⁵ 『LexisNexis ホームページ』（2008年10月28日）〈http://www.lexis.com/research/retrieve?_m=c269ec52060af36a6046963af6bc3263&docnum=1&_fmtstr=FULL&_startdoc=1&wchp=dGLzVtb-zSkAb&_md5=a3130d69af92a39a5ff3309bc249a7e0&focBudTerms=283%20f.suppl.%20194&focBudSel=all〉。

¹⁶ 283 F. Supp. at 198.

判例集に未登載であるが、New Jersey 州の連邦裁判所は Johnson v. Board of Education of the Borough of Paulsboro, U.S.D.C. (Civil Action No. 172-70 [unreported]) 判決において、「結婚しているとか、子どもがあるとかだけの理由で、課外活動の参加について生徒を差別的に取扱ってはならない」¹⁷と判断したのである。

他方、学説上も、「…生徒の課外活動の参加は公立学校が生徒に行なう教育の一環であるといえる。…勿論、生徒を学校から締め出すことと、生徒を課外活動から排除することとの間には、生徒に対する効果の面では、違いがみられる。しかし、教育自体の機能からすれば、これを区別して扱うことの合理性は存しない。…(そして)結婚を理由とする当該生徒の何らかの学校活動からの排除は、彼の参加によって学友を重大な道徳的墮落へと導いたことにつき合理的な見込みがある場合のみに限られると解される」¹⁸、という主張が存在している。

但し、一九七六年に連邦第一〇巡回区控訴裁判所は Albach v. Odle (531 F.2d 983 [1976]) 判決において、生徒が結婚した後、戸籍の変動によって学校間の競技に参加することに制限される問題から生じる争いに対し、修正一四条によるデュー・プロセスの要請に違反しないと判示した。従って、この問題について生徒の結婚に関するプライバシーの権利 (right of marital privacy) や平等保護条項を巡る問題でもあると言われている¹⁹。

第二目 信仰で生きようか否かの選択

本章の第二節では多少言及したが、「宗教」という領域がアメリカ人の社会的、精神的及び思想的な生活とは頗る密着している²⁰。しかし、特定の宗教の儀式に従って行動している生活のパターンが学校という建物に入ったら、子どもの意思によって依然に続けられるか。また、子ども

¹⁷ アメリカ自由人権協会編・青木宏治・川口彰義監訳・前掲書注(7)172頁。

¹⁸ 千葉卓・前掲書注(14)406頁。

¹⁹ Kern Alexander and M. David Alexander, *op. cit. supra* note 4, at 126.

²⁰ 上坂昇「第七章 公教育に進出する宗教右翼」森孝一編『アメリカと宗教〈現代アメリカ5〉』(日本国際問題研究所・1997年)184頁。

自身が特定の宗教的な実践を拒否する場合、学校として如何なる対応をとるべきなのかなどの問題がある。

一、「宗教」とアメリカ社会の一断面

周知のように、一七九一年に成立・制定された合衆国憲法修正一条は「合衆国議会は、国教を樹立する法律もしくは自由な宗教活動を禁止する法律、…を制定してはならない」²¹、と定めている。しかしながら、当該規定は憲法的条項である以上、制限を加えようとする標的は連邦政府であり、アメリカ社会自体ではないのが自明の理である。

他方、アメリカ社会の思考パターンとして「宗教の原理主義」というものが含まれている。要するに、「キリスト教の根本教義に固執する神学的立場」からの観点である²²。この立場は一時的に低迷を迎える時期があったが、かの進化論論争によって再び勃発したと言われている²³。そして、一九七〇年代後半からアメリカ合衆国の内外に発生するいろいろな事情²⁴（その中、もっとも注目されるのは中東世界との対立だと指摘されている²⁵）によって、当該立場を擁護する人々の動きがより顕著になってくる²⁶。また、この時期の前後と重なって進行しているのは政治的な保守主義の再興だということも紹介されている²⁷。すなわち、一部の保守主義を信奉する法学者は「…憲法第一修正は教会と国家の厳格な分離

²¹ 土井真一訳・解説「アメリカ」高橋和之編『新版 世界憲法集』（岩波書店・2007年）73頁。

²² 古矢旬『アメリカ 過去と現在の間』（岩波書店・2004年）182～183頁。

²³ 古矢旬・前掲書注（22）189頁；202～203頁。

²⁴ 古矢旬・前掲書注（22）183頁。

²⁵ 古矢旬・前掲書注（22）184頁。

²⁶ 例えばこの立場に立つ者は女性問題に対して中絶反対というスローガンに熱中するらしい。1973年のRoe判決を契機に、彼（彼女）らを勢いづかせて、反対運動を一気に高潮を迎えたという。中絶を行なうクリニックに爆弾を仕掛けるほどの過激者も現れていた。荻野美穂『中絶論争とアメリカ社会』（岩波書店・2001年）91頁。古矢旬・前掲書注（22）188頁。

²⁷ M.L. ベネディクト著・常本照樹訳『アメリカ憲法史』（北海道大学図書刊行会・1994年）207頁。古矢旬・前掲書注（22）215頁。

を命じているという主張に与しない。同条項は、政府が宗教と無宗教の間で中立を保たねばならないという意味ではない。逆に政府は、特定の信仰の援助や、誰かの信教の自由の侵害にあたらない限り、信仰に便宜を図るべきなのだ²⁸、と主張することである²⁹。

そして、原理主義の復興は進化論論争の勃発に遡ることができれば、「学校における宗教教育の展開」とのテーマが避けられない論戦の中核的論点の一つとなる。例えば、選挙戦中「生まれ変わったキリスト教徒」を自称³⁰し、原理主義者に親近感を持たせようとしていた William Clinton (以下、「Clinton」) 前大統領が一九九五年に「公立学校における宗教表現についてのメモランダム」という文書を作成し、公立学校における宗教教育を認める姿勢を明確にしたことがある³¹。同文書の中で主に以下の三点が述べられている。すなわち、「…(1)生徒は公立学校で、個人的に、あるいはグループで祈ったり、宗教について議論することができる。学校側はこれを奨励したり、止めさせたりすることはできない。(2)公立学校では、特定の宗教についての教育 (religious instruction) を行うことは許されないが、聖書やその他の宗教の聖典、宗教史、宗教の比較、文学としての聖書、文学としての聖典、アメリカや他の国の歴史における宗教の役割、芸術・音楽・社会への宗教の影響などについて教えることができる。(3)他の課外活動と同じように、公立学校の施設を生徒は宗教活動のために使用することができる。」³²、と。同文書を公表した後、直ちに行なわれる世論調査において公立学校における祈祷を可能にするような憲法の修正に賛成するかの問いに対して、七十一%の回答者が「はい」と答えた。また、祈祷自体が公立学校で行なうべきだと考えている回答者は六〇%もいることも示されている³³。

なお、アメリカ社会の一樣相として、Amy Sitar の報告によると、原

²⁸ M.L. ベネディクト著・常本照樹訳・前掲書注 (27) 215～216頁。

²⁹ M.L. ベネディクト著・常本照樹訳・前掲書注 (27) 216～220頁。

³⁰ 古矢旬・前掲書注 (22) 211頁。

³¹ 森孝一「第一章 統計からみるアメリカ宗教の現状と特質」森孝一編『アメリカと宗教〈現代アメリカ5〉』(日本国際問題研究所・1997年) 36頁。

³² 森孝一・前掲論文注 (31) 37頁。

³³ 森孝一・前掲論文注 (31) 37頁。

理主義者も含まれて十数年の時間をかけて形成されてきたキリスト教右派 (the Christian Right) は、「妊娠中絶、胚性幹細胞 (ES 細胞)、安楽死反対に加え、(前節でも紹介した) 知的設計論、パウチャーなど、(当時の) プッシュ政権の政策や思想を支持すべき、効果的な運動を展開している」、と伺えるらしい³⁴。

二、公立学校における祈祷及び聖書の拝読

前記の世論調査の結果について、「アメリカ人は公立学校から宗教を排除した最高裁判決に対しては、はっきりと『ノー』をいっている」³⁵、と論者による分析がある。ここで述べられた「最高裁判決」とは一九六二年に連邦最高裁が下した *Engel v. Vitale* (370 U.S. 421 [1962]) 判決³⁶のことを指している。この *Engel* 判決に対するアメリカ人の反発は一九九九年に Colorado 州の Columbine High School で起きた銃撃事件を引き起こさせる一因だと批判されるような意見があること³⁷からも伺えるように、相当深刻なものである。しかしながら、その反発は決して連邦最高裁が憲法法理に違反するほど重大な判断ミスに由来するものではないと考えている。

本件は一九五一年に New York 州の評議会の提案に基づき、New Hyde Park 学区教育委員会が公立学校長に対して朝礼を行なう際、一分間の祈祷を実施せよと命じたことによって、無神論者の生徒が当該行政的行為を原因と見て自分が半強制的に同じのクラスの同級生から引き離されることになり、不平等的な取り扱いを受けていると主張することに加えて、当該行政的行為は修正一条にも違反するとして提訴し、差止

³⁴ Amy Sitar・佐原彩訳「11 キリスト教右派」矢口祐人・吉原真里『現代アメリカのキーワード』（中央公論新社・2006年）52～56頁。

³⁵ 森孝一・前掲論文注（31）38頁。

³⁶ 森孝一・前掲論文注（31）36頁。『LexisNexis ホームページ』（2008年10月28日）〈http://www.lexis.com/research/retrieve?_m=ff66228b88d771324e9aac3bef9aff9d&docnum=1&fmtstr=FULL&startdoc=1&wchp=dGLzVtz-zSkAt&_md5=0c521dea1777a37e131d8651f7c1253f&focBudTerms=370%20u.s.%20421&focBudSel=all〉。

³⁷ Jamin B Raskin, *op. cit. supra* note 3, at 73.

めの請求を求めたものである³⁸。そして、連邦最高裁は生徒による上告を受理する前の第一審と控訴審の結果がいずれも「(無神論者の生徒に対して)出席強制がないことなどから祈祷は修正一条違反とはならない」³⁹、と確認した。

本判決の法廷意見を執筆する Hugo L. Black 裁判官は争いの焦点を祈祷という行為が公立学校で行ないうるか否かの問いに集中させた上、次のように述べている。要するに、「国教の樹立に関する立法府に対して憲法が最低限度禁止しているところのものは、わが国では政府のたてる宗教に関する計画の一部としてアメリカ人のあらゆるグループに暗唱させるために公の祈祷文を作成することが政府の役割であってはならないということである。…修正一条が憲法の中に規定されたのは、連邦政府の権限であれ、威信であれ、アメリカ人の暗唱する特定の祈祷をコントロールしたり、支持したり、あるいは左右することに用いられてはならない…。修正一四条の規定によって補強されると、…わが国の政府は、それが連邦であれ、州であれ、…公の祈祷として使用可能なもののうち、何らかの特定のものを法によって定める権限を持たないということになる」⁴⁰、と。こうして、連邦最高裁は公立学校における祈祷の実施が合衆国憲法に違反すると判断したのである。そして、「(同判決)により、それまで多くの公立学校において住民や宗教団体の支持をえて実施されてきた祈祷が行ないえなくなった」⁴¹事実が生じたから、恐らくこれは多くのアメリカ人の反発を招いた一因となろう。なお、法廷意見は前述した理由の外に教師が宗教的には中立する可能性や生徒の信教の自由も言及しながら、いずれの理由が主張されても修正一四条によって州の行為を攻撃し得ると言った⁴²。但し、この場合自分の信仰を実践するために公立学校で祈祷したいと考える生徒の信教の自由が如何に考量すべきか

³⁸ 370 U.S. at 422. 千葉卓・前掲書注(14) 301頁。

³⁹ 千葉卓・前掲書注(14) 301頁。

⁴⁰ *supra* note 38, at 425 ; 429-430. Kern Alexander and M. David Alexander, *op. cit. supra* note 4, at 142. 千葉卓・前掲書注(14) 302頁。

⁴¹ 千葉卓・前掲書注(14) 303頁。

⁴² *supra* note 38, at 430.

の問題もある。

Engel 判決により、「…裁判所の判断としては（公立学校における祈祷）に関する論争に一応のピリオドが打たれた」⁴³、と見る見解もあるが、Alexander らの研究を見れば、そうではないように思われる。それは「静かに祈祷及び瞑想の時間（a brief time in silent prayer or meditation）」を設けた一九九二年の Louisiana 州法が問題として取り上げられたからである。確かに、Louisiana 州法のように個人の内心に念ずる祈祷は他人に影響を与えることが最低限に抑えられるし、様々な宗教的な儀式も瞑想を通じて完成し得る故、誰かの信教の自由をも侵害することがないようになれる。しかしながら、一九九九年の法改正を通して、その「静かに」という言葉が州法から取り除かれた故、訴訟が引き起こされた。そこで、二〇〇一年に連邦第五巡回区控訴裁判所は Doe v. School Board of Ouachita Parish (274 F.3d 289 [2001]) 判決において、当該法改正に対し、かの Lemon テストを用いて世俗的な目的から逸脱だ⁴⁴と言い、修正一条に違反すると判断した⁴⁵。また、二〇〇〇年に連邦最高裁が Santa Fe Independent School District v. Doe (530 U.S. 290 [2000]) 判決においては、再び公立学校における祈祷の問題を扱い、「…如何なる憲法上の要請に照らしてみても、生徒が授業日の前後の時間帯に自発的な意志に基づいて行なう祈祷を禁止する権限が同裁判所に与えられることはない。しかしながら、州の権能が特定の信仰を積極的に促進させる目的によって行使されると、（生徒が享有する）信教の自由自体が極めて制限される範囲内にしか考量され得ない」⁴⁶、と判断している。このように考えてみると、子どもが自宅で続けている生活のパターンの中で少なくとも静かな祈祷という行事を公立学校で実践していきたいと考える場合、ほかの生徒がうける教育活動に妨げをもたさなく、州政府も特にそれをより助長しない限り、自由なことであろう。

⁴³ 千葉卓・前掲書注（14）303頁。

⁴⁴ 274 F.3d at 293.

⁴⁵ *Id.* at 294-295. Kern Alexander and M. David Alexander, *op. cit. supra* note 4, at 143.

⁴⁶ Kern Alexander and M. David Alexander, *op. cit. supra* note 4, at 144.

他方、祈祷の外、公立学校における聖書の朗読も問題として裁判所で取り上げられている。Engel 判決の翌年に同じく連邦最高裁によって出された *School District of Abington Township v. Schempp ; Murray v. Curlett* (374 U.S. 203 [1963]) 判決⁴⁷がその中の一例である。本件は Pennsylvania 州と Maryland 州にある二つの学区教育委員会がいずれも公立学校の朝礼の時間に生徒に対して注釈なしに聖書を朗読せよと要求する規則を定めたことによって修正一条か一四条違反として攻撃された事案である故、連邦最高裁は一括審理をなさったものである⁴⁸。そして、Tom C. Clark 裁判官による法廷意見では、聖書の朗読は宗派的行事ではないという主張に対して、「聖書はその文学的および歴史的な性格の故に学習する価値があるということは確かに言う。…しかし本件の聖書朗読はこの範疇には入らない。それは、政府が宗教に対して援助も反対もしてはならないという、厳格な中立性の維持を要請する修正一条の命令に違反して、州によって求められたところの宗派的な行事なのである」⁴⁹、と示しながら、公立学校における注釈なしの聖書朗読の実施は違憲だと判断したのである。但し、Schempp 判決は専ら学術的研究からも聖書の使用を排除することを断言していなかった故、一九八〇年の *Wiley v. Franklin* (497 F. Supp. 390 [1980]) 判決にも述べられるように、特定の信仰を助長 (promote) させることがなく世俗的な (secular) 目的に基づいて歴史、公民、種族或いは比較宗教などの科目において聖書の使用が認められている⁵⁰。けれども、特筆すべきなのは、同判決において教師は小学校の授業において聖書を言及する度にその代表する信仰について促進的な効果をもたらすかどうかのことについて精力的に検討したが、生徒の意思や反応を如何に考量されたかの痕跡が見られていない

⁴⁷ 『LexisNexisホームページ』(2008年10月28日)〈http://www.lexis.com/research/retrieve?_m=b98c330c169105a49803ce854089ceb3&docnum=1&fmtstr=FULL&_startdoc=1&wchp=dGLzVtz-zSkAt&_md5=f730db858968bac4ea0c8059e717f1e8&focBudTerms=374%20u.s.%20203&focBudSel=all〉。

⁴⁸ 千葉卓・前掲書注(14) 303～305頁。

⁴⁹ 374 U.S. at 225. 千葉卓・前掲書注(14) 306頁。

⁵⁰ 497 F. Supp. at 396. Kern Alexander and M. David Alexander, *op. cit. supra* note 4, at 143.

ことである。

第四節 教育をめぐる連邦政府の働き

当初連邦政府を創設させようとする多くの政治家や知識人は教育に対して決して無関心ではなかった⁵¹が、周知のように教育に関する主な権限は合衆国憲法修正一〇条によって州に属するものだと解されている⁵²。にもかかわらず、連邦政府は子どもと深く係わる「教育」の領域に対して全く無力な存在であるのか、或いはそうではないのかの問題が浮かび上がってくる余地があるはずである。それらの解明について本節で行ってみたいと考える。

第一項 論点の概要

一八四二年に下された連邦最高裁の *Prigg v. Pennsylvania* (41 U.S. 539 [1842]) 判決⁵³において、Joseph Story 裁判官の法廷意見が「連邦政府が州政府職員に対し、連邦法—たとえそれ自体は合憲の法律であつても—の実施を強制することはできない」、とし、「州政府と連邦政府はともに独立の主権的存在であつて、一方が他方の官吏にその法律の実施を要求することはできない」⁵⁴のも訴えているように、教育を個人の私事或いは州に専属する事項⁵⁵と見做される慣習⁵⁶は連邦政府が設立され

⁵¹ 久保義三『教育の経済的生産性と公共性—ホレース・マンとアメリカ公教育思想』（東信堂・2004年）52頁。

⁵² Jamin B Raskin, *op. cit. supra* note 3, at 4.

⁵³ 『LexisNexisホームページ』（2008年11月3日）〈http://www.lexis.com/research/retrieve?_m=676a031d238709407e3742156b1081a8&docnum=1&_fmtstr=FULL&_startdoc=1&wchp=dGLbVzb-zSkAz&_md5=e41d97f51026bc95827ecb8a6bbbf41&focBudTerms=41%20u.s.%20539&focBudSel=all〉。

⁵⁴ 41 U.S. at 624-625. M.L. ベネディクト著・常本照樹訳・前掲書注(27)79～80頁。

⁵⁵ なお、Dawson Hales は「州が教育に対して積極的な役割を果たすようになったのは二十世紀になってから」のことを説明している。Dawson Hales, *Federal Control Of Public Education : A Critical Appraisal*, (U.S.A, 1954), at 45. 社会部・文教課「アメリカにおける公教育の連邦管理」『レファレンス 第79号』（国立国家図書館調査立法考査局・1957年）83頁。

⁵⁶ 上原貞雄『アメリカ合衆国州憲法の教育規定』（風間書房・1981年）4頁。

た後も暫く維持されていた（但し、連邦政府は一八六二年に制定したモリル法 (Morrill Act) を通して「教育」に対する関与をし始める、と Hales が認識している⁵⁷⁾⁵⁸⁾。

しかしながら、一九三〇年代に入った後のアメリカは所謂「大恐慌」の経済的な暗黒期に突入し、ニュー・ディールの時代を迎えることと共に、連邦政府の機能がより重要視されることになり⁵⁹⁾、一九三六年の *United States v. Butler* (297 U.S. 1 [1936]) 判決⁶⁰⁾や、一九八〇年の *Fullilove v. Klutznick* (448 U.S. 448 [1980]) 判決⁶¹⁾のように、同時代における連邦政府の機能の拡大が必要とされる立場を確認する象徴的判決も出された。かような現象は「教育」の領域にも当てはまると理解する論者もある⁶²⁾。

⁵⁷⁾ Dawson Hales, *op. cit. supra note 55*, at 56. 社会部・文教課・前掲論文注 (55) 89頁。

⁵⁸⁾ 確かに、寺川史朗の言うように、合衆国が結成された当初において連邦政府は「連邦政府による州公立学校基金 (state common school funds) への連邦公有地の供与」や「連邦議会および各準州の移住者が連邦公有地から新たな州を創出したという州形成の過程を通じてなされた、いわゆる共和国国家維持型の教育行政の展開の要請」などの手段を用いて、公教育制度に関与してきた。しかしながら、「…合衆国誕生からニューディール期までは…教育に関する権能は州、実質的には地方にあり、連邦政府による統制は州・地方によるそれと比較しても、質・量ともはるかに微小なものであった」、ということも寺川が述べている。なお、1899年に出版された *Cumming v. Richmond County Board of Education* (175 U.S. 528 [1899]) の連邦最高裁判決において、やはり *Prigg* 判決における連邦最高裁の立場を再確認し、教育に関する問題への連邦政府による介入を支持しないことを明言したのである。寺川史朗「アメリカ合衆国憲法における教育と国家の関係に関する一考察—憲法学の視点から—」『法学新報 第106巻第5・6号』(中央大学法学会・2000年) 202～203頁。175 U.S. at 545. 千葉卓・前掲書注 (14) 22～23; 30～31頁。

⁵⁹⁾ M.L. ベネディクト著・常本照樹訳・前掲書注 (27) 153～159頁。

⁶⁰⁾ M.L. ベネディクト著・常本照樹訳・前掲書注 (27) 159頁。Jerome A. Barron and C. Thomas Dienes, *Constitutional Law In a Nutshell 3rd ed.*, (U.S.A, 1995), at 74. 松井茂記『アメリカ憲法入門 (第五版)』(有斐閣・2004年) 52頁。

⁶¹⁾ *Ibid.*, at 75.

⁶²⁾ 寺川史朗・前掲論文注 (58) 207頁。

このような連邦最高裁の姿勢と歴史的な流れを伺うと、「教育」について連邦政府が決して遠く離れている存在ではないことが再び推測し得よう。よって、以下はいくつかのテーマを立て、連邦政府による「教育」への関与の様相を整理し、検討する。

第二項 『アメリカ合衆国憲法』が定められている枠組み

一九五八年に、連邦最高裁は *Cooper v. Aaron* (358 U.S. 1 [1958]) 判決において、たとえ教育に関する権限が州に専属することであっても、無制限ではなく、合衆国憲法の規定に合う方法で行使しなければならないと宣言している。すなわち、「公教育についての責任は、主には州が負うべき問題であるとするのはもちろん正しいのであるが、こうした責任は、他のすべての州の活動と同様に、国家の行為に適用される合衆国憲法の要件に合致するかたちで行使されなければならないということも同じく正しいことである」⁶³、と連邦最高裁は認識している。なお、同判決において、子どもが憲法上の人権の享有主体であることも再確認されている⁶⁴。

では、連邦最高裁が示している合衆国憲法の要件とは何か。McCarthyらは合衆国憲法の中で州の公教育の政策や活動に最も影響を与えてきたものとして、第一条八節の「一般福祉条項」、第一条八節三項の「州際通商条項」、第一条一〇節一項の「契約条項」、修正一条、修正四条、修正五条、修正九条及び修正一四条を紹介している⁶⁵。従って、前の *Cooper* 判決の法理に照らして考えれば、連邦政府や州政府はいずれもこのような合衆国憲法に定められる枠組みの中でしか「教育」の領域に関与することができない。他方、前記の修正一条から第一四条までの規定は個人の基本的人権を保障する条項だと認識され、位置づけられることもあり、

⁶³ 358 U.S. at 25. Martha M. McCarthy・Nelda H. Cambron-McCabe 著・平原春好・青木宏治訳『アメリカ教育法 教師と生徒の権利』（三省堂・1991年）18頁。

⁶⁴ *Ibid.* Sarah H. Ramsey and Douglas E. Abrams, *Children and the Law In a Nutshell*, 2nd ed., (U.S.A, 2003), at 19.

⁶⁵ Martha M. McCarthy・Nelda H. Cambron-McCabe 著・平原春好・青木宏治訳・前掲書注（63）18～22頁。

Cooper 判決だけではなく、前述した一九六九年の Tinker 判決においても子どもが公立学校に入っても憲法上の人権が保障されると連邦最高裁が宣言している故、州政府は勿論、連邦政府も子どもの人権を恣意的に侵害することができないのは自明のことになろう。また、McCarthy らの研究によると、「州際通商条項」及び「契約条項」の機能は殆ど公立学校の運営や教職員の雇用と関わる⁶⁶ので、恐らく「一般福祉条項」の下で連邦政府による公教育への関与は公立学校に在籍する子どもたちに最も影響を大きく与えていると推論できよう。

実際、「…連邦政府が教育政策に関与することは、特に一九六〇年代以降、様々な理由から増えてきている。…その際には、(合衆国)憲法第一条第八節第一項の…『一般の福祉』の中に教育に関する事項をも読み込むという解釈により、連邦政府が補助金交付という形で教育問題に関与することの正当性が説明されている」⁶⁷、との報告がある。McCarthy らも「連邦議会は、この一般福祉の原則を採用して、自然科学および数学、読み方、特殊教育、職業教育、専門職業教育、2か国語併用教育といった領域の研究や授業計画に対して実質的に連邦援助を定める立法を制定してきた」、と述べている。よって、以下ではこの「一般福祉条項」に基づき連邦政府が公教育への関与の具体像、及び連邦最高裁の対応を検討し、子どもが連邦政府の教育政策の主体として如何に位置づけられているのかという問題の解明を試みる。

第一目 連邦政府の動き

Hales は、一九五四年の著書の中で「(アメリカの連邦政府)の持つ教育上の役割は、他の国家の役割とは根本的な相違があった。…合衆国の教育管理は、一部の国民指導者の反対にもかかわらず、地方や州の役割

⁶⁶ Martha M. McCarthy・Nelda H. Cambren-McCabe 著・平原春好・青木宏治 訳・前掲書注(63)19～20頁。

⁶⁷ 寺倉憲一「二〇〇〇年の目標：アメリカ教育法の成立—アメリカにおける近年の教育改革の動向とクリントン政権の教育政策」『レファレンス 第524号』(国立国家図書館調査立法考査局・1994年)26頁。より早い段階に発表された佐藤全の研究の中でもこのような通説的な理解を紹介している。佐藤全『米国教育課程関係判例の研究』(風間書房・1984年)48～49頁。

になった。しかし…、技術的発達が州や地方の境界を無効とし、政策の立案に対して有力な職能団体が、性格的に全米的であり、富も経済的支配もともに集中され且つ連邦政府が…権力の中心と（なること）で、教育に関する連邦支配は、感知出来る程度に増加し始めているように思われる」⁶⁸、と述べている。そして、このような公教育に関する連邦政府の関与の発端について、連合時代の連合会議によって制定された一七八五年の『土地条令 (Land Ordinance of 1785)』にまで遡ることができると言われる⁶⁹。

すなわち、同令の最後の部分に「上述の郡区の中にあつては、公立学校の維持のために、各郡区の第十六番目の地所が、予備として確保されなくてはならない」、と定められているため、連邦政府による教育関連立法の礎石になったと見做されている⁷⁰。その後、一八〇二年の「オハイオ授權法 (Enabling Act of Ohio)」も制定され、「…『教育』のための土地供与に関する連邦の政策を確立した」⁷¹と言われている。ところが、一八六二年の『モリル法 (the Morrill Act in 1862)』の成立に伴い、連邦政府の教育に対する関与の形は「土地供与」から「補助金供与」へと転向する傾向が見受けられる⁷²。要するに、同法の内容には「…相当の金額の支給に加えて結局一一、〇〇〇、三六七エーカーの土地無償下げを通じて、農業と機械技術に関係のある部門の学問を教えることを主要目的としている、各州や準州の少なくとも一つの college の基金に対する

⁶⁸ Dawson Hales, *op. cit. supra* note 55, at 54. 社会部・文教課・前掲論文注 (55) 88頁。

⁶⁹ 寺川史朗・前掲論文注 (58) 208頁。

⁷⁰ なお、寺川史朗は、連邦政府による最初教育立法が1787年の『北西部条令』とする見方が一般的だと言い、「…『北西部条令』には『土地条令』のように土地供与 (land grant) に関する明文規定がなかったことから、『土地条令』こそが連邦政府による教育への関与の最初の事例とみなすべきであろう」、とも説明している。寺川史朗・前掲論文注 (58) 209頁。中嶋博『アメリカ教育思想の展開』(刀江書院・1959年) 16頁。

⁷¹ 寺川史朗・前掲論文注 (58) 209頁。

⁷² 寺川史朗・前掲論文注 (58) 209頁。Dawson Hales, *op. cit. supra* note 55, at 56. 社会部・文教課・前掲論文注 (55) 89頁。

補助を行なうことが規定されていた」⁷³のである。また、同法は南北戦争中に制定されたものであるため、Hales は「…同法による連邦支配は、一部戦争活動の要求に関係のあったことは意味深い」⁷⁴と見ている。

しかしながら、連邦政府は補助金の供与を通じて公教育に関与する動きの強化を増幅する一方であった。一八九〇年の『第二次モリル法 (the Second Morrill Act)』の成立によって、各州や準州に対する年々の補助金を増額し、一九三五年に採択された『第二次モリル法のネルソン修正案 (the Nelson Amendment to the Second Morrill Act)』及び『バンクヘッド・ジョーンズ法 (the Bank-head-Jones Act)』はいずれも補助金の供与に対する連邦の支持を強化したものとして機能している⁷⁵。但し、一連のモリル法や一九一七年に職業教育を促進する目的で州に対して援助を行なうことを定めた『スミス・ヒューズ法 (the Smith-Hughes Act in 1917)』などは、あくまでも特定の教育計画を中心に連邦政府が援助を与えて行なってきたにすぎず、幅広く且つ深層に教育の領域に介入しようとすることは殆どなかったと指摘されている⁷⁶。にもかかわらず、連邦政府による教育関与は休止することがなかったと見ることができよう。しかも、その最高潮を迎えたのは一九五〇年から六〇年代の間だと言われている⁷⁷。

第二次世界大戦中も連邦政府の教育に対する関与は続いていた⁷⁸が、戦後のアメリカ社会を大きく揺さ振る二つの出来事があったため、連邦政府はより教育を重視することになり、補助金の供与制度も一層活用さ

⁷³ *Ibid.* 社会部・文教課・前掲論文注 (55) 89頁。

⁷⁴ *Ibid.* 社会部・文教課・前掲論文注 (55) 89頁。

⁷⁵ *Ibid.* 社会部・文教課・前掲論文注 (55) 89～90頁。

⁷⁶ ところが、この時期の連邦立法を見て、学者の間には「ワシントンが教育権能を集中しようとする」傾向を糾弾する見解もある。*Id.* at 59. 社会部・文教課・前掲論文注 (55) 91頁。寺川史朗・前掲論文注 (58) 210頁。

⁷⁷ 寺川史朗・前掲論文注 (58) 210頁。

⁷⁸ なお、Hales は第二次世界大戦前後の連邦政府による教育関与の様相を検討した後、「学校教育に対する、連邦政府の干与と影響は将来増大するであろう」、という確信を述べている。Dawson Hales, *op. cit. supra* note 55, at 63-65; 67. 社会部・文教課・前掲論文注 (55) 93～94頁。

れるようになった。その一つは、所謂「スプートニク・ショック」⁷⁹であった。この事件に対する認識は後に「誤った」と評されている⁸⁰が、学校におけるかの進化論の論争を過熱させること⁸¹や公教育制度そのものの見直しが図られるようになった⁸²のは誰も否認することができない事実である。こうして、学校における数学・理科などの教育に対して強化を求める声が強まり、一九五八年に連邦政府は『国家防衛教育法（National Defense Educational Act of 1958 : NDEA）』を制定し、「初等中等教員志望の学生及び理科や数学等に優れた能力を有する学生へ奨学金を貸与すること、数学や理科などの教育に必要な学校設備等の拡充のために連邦から補助金を交付すること等」⁸³を規定した⁸⁴。このような内容を含んでいる同法の制定について、「…連邦政府による教育への関与は、条件整備への関与から教育内容への関与へという流れと、カテゴリカルな関与から一般的な関与へという流れに深化していった」⁸⁵発端だと認識する見解がある。

そして、もう一つはアメリカ国内に発生した人種問題の変化である。周知のように、アメリカにおける有色人種をめぐる争いの歴史は長い。その中でも、言うまでもなく「黒人」の奴隷制に関する問題がもっとも深刻なものである⁸⁶。Benedictの研究によれば、人種問題の変化はアメリカの第二次世界大戦の参戦により著しくなったという。すなわち、「…

⁷⁹ 1957年10月にソ連の無人人工衛星スプートニク1号がバイコヌール基地から打ち上げられ、人類最初の人工衛星となった一方、当時の西側諸国にも大きな衝撃を与えた。世界史小辞典編集委員会『山川 世界史小辞典(改訂新版)』（山川出版社・2004年）355頁。

⁸⁰ 寺川史朗・前掲論文注（58）211頁。

⁸¹ すなわち、この事件によって「（学校で）進化論を教育することの重要性をアメリカ人に認識させた」、と言われている。上田伸治『アメリカで裁かれた本—公立学校と図書館における本を読む自由—』（大学教育出版・2008年）72頁。

⁸² 寺川史朗・前掲論文注（58）211頁。

⁸³ 寺倉憲一・前掲論文注（67）26頁。

⁸⁴ 寺川史朗・前掲論文注（58）211頁。

⁸⁵ 寺川史朗・前掲論文注（58）212頁。

⁸⁶ 本田創造『アメリカ黒人の歴史 新版』（岩波書店・1991年）21～23頁。

自由主義者たちの、人種的・宗教的寛容へのコミットメントは著しく強化された」ことになり、「…人権擁護団体は、黒人に対する法的差別を廃止する立法を要求しはじめ、さらに、差別的法律の合憲性を争うための裁判闘争と開始した」からである⁸⁷。このような動きの中で最も大きな成功を収めたのは、言うまでもなく一九五四年に連邦最高裁が下したあの著名な Brown 判決だと言えよう。この判決は、同裁判所の裁判官が全員一致の結果によって公立学校におけるすべての人種隔離政策は修正一四条の平等保護条項に違反すると判断し、従来の「分離すれども平等」の法理を覆した⁸⁸。この判決を機に、「制度的な人種差別の多くが廃止された」⁸⁹と言われ、一九五〇年代から進行している「平等主義革命 (egalitarian revolution)」もより幅広く展開されることになった⁹⁰。このような状況において、教育の領域では人種による差別の撤廃や「教育の機会均等」を目指す動きが強まったため、連邦政府は一九六五年に『初等中等教育法 (Elementary and Secondary Education Act : ESEA)』を制定した⁹¹。同法は「教育の専門機関としてリーダーシップを発揮する活動を展開する州教育行政局に対して『基礎援助』(や) …『特別計画援助』(などを供与し) …より専門的な知識および技術を共有・展開することを目的として連邦と州の各行政機関相互間における専門行政官の交換を行なうことなどを定め、さらには、同法第一章とも相俟って、教育の機会均等の実現を図る教育プログラムの州および地方への浸透を図ったのである」⁹²、とされている。また、教育改革の流れを追う視点に立ち、Tyler, R. W. は同法の成立がアメリカにおける教育改革の成功を象徴する一好例だと認識している。すなわち、同法は「年に合計四、〇〇〇ドル以下の収入しかない家庭の子どもが多数入学する学校に州からの援助

⁸⁷ 松井茂記『アメリカ憲法入門 (第5版)』(有斐閣・2004年)291～292頁。M.L. ベネディクト著・常本照樹訳・前掲書注(27)189頁。

⁸⁸ M.L. ベネディクト著・常本照樹訳・前掲書注(27)189頁。

⁸⁹ 藤倉皓一郎「公立学校における人種別学制度の違憲性」『別冊ジュリスト139号 英米判例百選 (第三版)』(有斐閣・1996年)63頁。

⁹⁰ 寺川史朗・前掲論文注(58)214頁。

⁹¹ 寺川史朗・前掲論文注(58)215頁。寺倉憲一・前掲論文注(67)26頁。

⁹² 寺川史朗・前掲論文注(58)215頁。

金が与えられるように、約、一〇億ドルの予算を組んだ。…。(同法の施行)の三年目とその後、ますます多くの学校は、貧しい子どもたちの学習を援助する方法を見いだしたこと」⁹³が証明されたからである。

前述した『NDEA』と『ESEA』の成立の外に、一九七五年に障害児教育への関心が高まる中、すべての障害児を対象に無償で適切な公教育が受けられることを保障する目的で『全障害児教育法 (Education for All Handicapped Children Act of 1975)』が制定され、障害児教育に関しても連邦政府が補助金を供与することになった(但し、法律の施行は一九七七年に延期され、また一九九〇年に行われた法改正によって『個別障害者教育法 (the Individuals with Disabilities Education Act)』と改称され現在に至っている)⁹⁴。このように、いくつかの重大な教育改革を迎えながら、時は一九八〇年代に入り、「また新たな観点から、教育問題は連邦レベルの関心を集めることとなる」⁹⁵、と見られる。

第Ⅰ部のところでも示されたように、アメリカ社会においてホワイト・エスニックも含まれて「WASP」とされる人々の優勢が様々な場面において現している。それは主な原因ではないかもしれないが、実際に一九五四年のBrown判決以降、公立学校における人種統合を求める動きは決して順調とは言えない状況であった。例えば、「…一九六四年の市民権法 (Civil Right Act) の制定により、人種の無差別を怠る学区に対する連邦基金援助の打ち切りを行ったが、一九六〇年代にはその効果はまだあらわれなかったのである。…(人種)統合学校が実現されなかった理由として、一つには白人が黒人の人格を認めるのを基本的に好まないこと、二つには黒人側に統合自体には賛成しながらも一方的な統合に強い反発を感じていたこと」⁹⁶などの指摘がある。そして、公立学校に

⁹³ R・W・タイラー「第一章 教育改革」西尾範博編訳『苦闘するアメリカ教育』(教育開発研究所・1993年) 18頁。

⁹⁴ 矢吹芳洋「アメリカ合衆国の障害児教育に関する連邦法及び判決についての一考察」『専修大学大学院紀要 経済と法 第19号』(1984年) 141～142頁。
Kern Alexander and M. David Alexander, *op. cit. supra* note 4, at 248-249. 寺倉憲一・前掲論文注(67) 27頁。

⁹⁵ 寺倉憲一・前掲論文注(67) 27頁。

⁹⁶ 千葉卓・前掲書注(14) 169頁。

おける人種差別の撤廃に使われる手段の一環として、一九七〇年代から強制バス通学が行われるようになると、「公立学校における暴力、ドラッグなどの問題を嫌って、白人の家庭には、私立学校に子供を入れたり、自宅で子供を教育する（ホーム・スクーリング）ことを選ぶ家庭も増えてきた。アメリカの公立学校の教育が一層衰退していった」⁹⁷現実が見受けられることも記されている。このような中で、一九七九年に Jimmy Carter 政権の下で「アメリカ教育省団体条令」が誕生し、一九八〇年に連邦政府の教育に関する権限の拡大を図ることが主な目的だ⁹⁸と言われるアメリカ教育省 (U.S. Department of Education) が設立されたのである⁹⁹。

一方、前述した教育の現実は一九八〇年代に入る頃、子どもたちの学力低下の問題とも繋がるように見え始めた。その一側面として、「例えば、進学適性テスト (Scholastic Aptitude Test : 略称 SAT) と呼ばれる…全国的規模の試験の成績の平均点は、一九六〇年代から一九八〇年代まではほぼ毎年低下を続けており、学力の国際比較でも、他の先進諸国に比較してアメリカの生徒の成績が芳しくないこと」¹⁰⁰が指摘される。こうして、連邦政府は学力の低下と経済の凋落とを結びつけ¹⁰¹、コモン・スクールの導入を盛んに唱えた Mann の時代に戻ったように教育の経済的生産性を重視しながら¹⁰²、更なる教育の関与を拡大していったので

⁹⁷ アメリカ教育省他著・西村和雄・戸瀬信之編訳『アメリカの教育改革』（京都大学学術出版会・2004年）ix 頁。寺川史朗・前掲論文注（58）216頁。

⁹⁸ 寺川史朗・前掲論文注（58）216頁。

⁹⁹ アメリカ教育省他著・西村和雄・戸瀬信之編訳・前掲書注（97）ix 頁。McCarthy らは「教育に対する連邦の財政援助のほぼ半分は、教育省で扱っており、財政に関する法律を実施するための規則は学校に顕著な影響を及ぼしている」、と言い、教育省の重要性を説明している。Martha M. McCarthy・Nelda H. Cambren-McCabe 著・平原春好・青木宏治訳・前掲書注（63）25頁。

¹⁰⁰ 寺倉憲一・前掲論文注（67）27頁。

¹⁰¹ 寺倉憲一・前掲論文注（67）27頁。アメリカ教育省他著・西村和雄・戸瀬信之編訳・前掲書注（97）ix 頁。

¹⁰² 例えば、コモン・スクールの不可欠性を力説する Horace Mann は「教育は、…、最も高度の経済的価値を有しているのである」、と語ったことがある。久保義三・前掲書注（51）126頁。

ある。そして、このような連邦政府の意図を最も明確に示したのは、言うまでもなく一九八三年に教育省から出された「危機に立つ国家」という報告書である。例えば、同文書の中で日本の自動車産業はアメリカよりも生産性が高いという現実を指摘し、「地球上のあらゆる所に潜在能力をもち、訓練を受けた人材が再分配されている」ことなどを国家の「危機」だと意識すべきだと説き、「…（アメリカ）が世界市場で保持しているわずかな競争力を死守し、さらに向上させていこうとするならば、教育制度の改革に献身的に取り組み、老若、貧富、人種を超えた、国民すべてのためになる教育制度を供する必要がある」、と宣言する一節¹⁰³がある。よって、教育学者の間には、「一九八〇年代は、二〇世紀への転換期にコモン・スクールが導入されて以来、最も持続的で広範囲にわたるアメリカの初等・中等教育“改革”の努力が始まった時期であった」¹⁰⁴、と見る者もいる。

このように、少なくとも一九八〇年代から進められるアメリカ合衆国の教育改革は明らかに「学力向上」が一つのキーワードになっている。また、ほぼ同一の時期から始まる公立学校の減少する傾向及び私立学校が増設される流れ¹⁰⁵が、公立学校からの離脱志向だと見られるアメリカ社会の現象もより明るみとなった。この現象は、一九九一年に当時のGeorge H. W. Bush 政権の下で出された『二〇〇〇年のアメリカ教育戦略』計画によって一層加速したようである¹⁰⁶。なぜなら、「公立学校については、居住地以外の学区の学校へも通学することを認め、また、必ずしも裕福とはいえない家庭でも、私立学校を選択しやすくするため、ヴァウチャー（連邦政府の支払い保証書）の支給や税額控除などの形で

¹⁰³ 寺倉憲一・前掲論文注（67）27～28頁。アメリカ教育省他著・西村和雄・戸瀬信之編訳・前掲書注（97）13～14頁。

¹⁰⁴ L・ダーリングー・ハモンド「第5章 教育の国家目標の達成—うわべだけの改革か根本的な構造改革か」西尾範博編訳『苦闘するアメリカ教育』（教育開発研究所・1993年）74頁。

¹⁰⁵ 山口和孝「公立学校からの離脱とヴァウチャー制度」『季刊教育法 93号』（エイデル研究所・1993年）67頁。

¹⁰⁶ 山口和孝・前掲論文注（105）67頁。

学費の一部を政府（連邦又は州）が援助しようという」学校選択制度¹⁰⁷が打ち出されたからである。確かに、同計画は法文化されないまま葬られたが、後に政権を受け継ぐ Clinton 前大統領の下で同計画の骨子を概ね反映した『二〇〇〇年の目標：アメリカ教育法（Goals 2000: Educate America Act）』を制定した。同法は私立学校を対象としなかったが、公立学校間の学校選択制度を設ける¹⁰⁸一方、ハイスクール卒業者の割合を少なくとも九〇％にまで高めるなどの内容を盛り込んだ「全国共通教育目標（National Education Goals）」という要請条項も羅列している¹⁰⁹。このように、「学力向上」と共に、「学校選択」も連邦政府によるアメリカの教育改革の一つの柱であることが伺えよう。Guthrie は一九五〇年代から始まった連邦政府による教育（財政）改革の流れを「一九五五年から一九六五年（ブラウン判決から初等中等教育法）までを『平等の時代』、一九六五年から一九七五年までをアカウントビリティ運動（すなわち、納税者である市民が学校に対して教育費に見合うだけの成果を説明する責任を負わせる推進運動である¹¹⁰）と学校をより生産的にさせる試みが進められる『効率の時代』とし、一九七五年以降は、より多くの選択を欲する人々による反撃の傾向をもつ時代である」¹¹¹、と分析している。この方向性を二〇〇一年に Clinton 政権を引き継いだ George W. Bush 政権も基本的には踏襲していた。かような流れの中、一つの到達点だと見做されるのは、二〇〇二年に施行された『落ちこぼれを作らないための初等中等教育法（No Child Left Behind Act）』と二〇〇七年八月に制定された『アメリカ競争力強化法（America Creating Opportunities to Meaningfully Promote Excellence in Technology, Education, and Science Act : America COMPETES Act）』である。前

¹⁰⁷ 寺倉憲一・前掲論文注（67）31頁。

¹⁰⁸ 寺倉憲一・前掲論文注（67）35頁。

¹⁰⁹ 寺倉憲一・前掲論文注（67）44～49頁。

¹¹⁰ 酒井研作「米国における教育アカウントビリティ・システム構築の動向—『落ちこぼれを作らないための初等中等教育法』を中心に—」『広島大学大学院教育学研究科紀要 第三部第55号』（2006年）77～78頁。

¹¹¹ 小川正人「アメリカにおける教育財政改革と教育の『機会均等』問題」『教育学の現代的課題 法政大学現代法研究所叢書5』（日本評論社・1984年）177頁。

者に関しては、一九六五年の初等中等教育法以来、より広範囲的に教育改革を推進するものであり、州との間にも訴訟沙汰まで引き起こしたため、第三項で改めて紹介・検討するが、後者については以下のように概観する。

要するに、『アメリカ競争力強化法』はアメリカの「国際競争力の強化に向けて理数教育の拡充及び研究振興を目指す」ものとして成立されたのである。同法により、連邦政府は「研究振興機関の予算拡大や理数系教員志望者を対象とする連邦奨学金の拡充等」に向けて、2008会計年度から2010会計年度の3年間で総額433億ドル（約4兆7600億円）の支出」を認めた¹¹²。同法は八タイトルによって構成されており、タイトルⅥにおいて教育分野に対する支援事業は次のように定められている。①は教員支援である。同項目において初等中等教育段階（K-12）における数学、理科、テクノロジーなどの理工系教育推進事業の普及を唱えている。②は数学教育支援である。③は外国語教育パートナーシップ事業であり、連邦教育省長官に対し、初等教育から中等後教育までの重要外国語に関する教育プログラムの実施機関を最高五年間の補助金事業の実施を授權している。④は教育関連事業の調整支援である。そして最後は⑤の理数教育優秀校支援事業だという内容である¹¹³。

なお、今までの検討を通して連邦政府による教育関与の拡大を指摘したが、Frederick M. Hess（以下、「Hess」）らは「（連邦）政府が米国のK-12（幼稚園から第一二年学年まで）の教育法案のわずか約七%、および諸州と学区で行われている実際の活動の大部分の責任を持ち続けているとして、…（連邦政府は数えきれないほど多くの小さな法律を可決する）活動は…殆ど大した価値はなかった」¹¹⁴、という認識を示している。それにもかかわらず、「…（アメリカ）公教育の教育機会均等における平等の課題が、学業達成のミニマムで適切な基準の保障という概念によっ

¹¹² 文部科学省『諸外国の教育動向 2007年度版』（明石書店・2008年）15頁。

¹¹³ 文部科学省・前掲書注（112）15～16頁。

¹¹⁴ F・M・ヘス&C・E・フィン Jr.「第1章 序論」フレデリック・M・ヘス&チェスター・E・フィン Jr. 編著・後洋一訳『格差社会アメリカの教育改革—市場モデルの学校選択は成功するか』（明石書店・2007年）9頁。

ておきかえられる過程は、同時に制度の集権化、画一化を著しく促してきた過程でもあった」¹¹⁵、との指摘をより注意深く吟味しなければならないと考える。

第二目 連邦最高裁の対応

既に説明した通り、連邦政府は凡そ合衆国憲法一条八節に示される「支出権限 (the spending clause)」を行使して、教育の領域に関わってきた。しかしながら、同節に列挙している一八項目では「教育」に対する公的資金の支出を容認するような言葉は書かれていない。従って、学説においては同節一項に言う「一般福祉 (general welfare)」条項を広い意味で捉える一九三六年の連邦最高裁の Butler 判決¹¹⁶に頼りながら、教育に対する連邦政府の働き of 合憲性を認めてきたのである。

他方、従来合衆国憲法修正一〇条に基づき州政府の教育権限を認めているが、同規定を用いて連邦政府による関与の排除を求めることは殆ど無効だと考えられよう。例えば、一九八三年に連邦最高裁は、Bell v. New Jersey (461 U.S. 773 [1983]) 判決において「連邦政府による公的補助金の供与に伴い、州に対して連邦政府からの要請を尊重せよという条件が課される手段は州政府の主権を侵害することにはならない。一旦、州政府は当該公的補助金からなる連邦政府のプログラムに参加しようと選択した場合、同プログラムに伴う諸条件への遵守の確信が自然に発生する」¹¹⁷、と宣言している。よって、連邦政府が考案した教育プログラムに州政府が自主的に参加を選択する場合、一九七六年の Buckley v. Valeo (424 U.S. 1 [1976]) 判決の言うように、「…明確的に合衆国憲法に違反するか個人の基本権を侵害する場合に限って」¹¹⁸、一般福祉条項による公的資金の支出を決定する連邦政府の権限が殆ど肯認されている。ところが、一九八七年に入ってから、州の飲酒禁止法令をめぐる争いにおいて連邦

¹¹⁵ F・M・ヘス& C・E・フィン Jr. 前掲論文注 (2477) 177頁。

¹¹⁶ John E. Nowak and Ronald D. Rotunda, *Constitutional Law*, 7th ed., (U.S. 2004), at 230-231.

¹¹⁷ *Id.* at 231.

¹¹⁸ *Ibid.*

最高裁は *South Dakota v. Dole* (483 U.S. 203 [1987]) 判決において、このような連邦政府の支出権限の行使の合憲性をより詳しく検証することができるようにいつかの基準を打ち出したのである。

この *Dole* 判決で取扱った事案の背景は、連邦政府による高速道路の建設ファンドの供与との関わりがある。要するに、本来 *South Dakota* 州は自らの州法に満一九歳以上の者しかアルコールを3.2%以上含むビールを購入することができないと定めていたが、一九八四年に連邦政府の運輸省 (the Secretary of Transportation) の高速道路の建設ファンドを得るために、同州がすべてのアルコール類の飲料を二歳未満の者に対して販売することができないという条件をのむことになってしまった。このような不具合が生じたため、*South Dakota* 州は連邦地裁に対して当該要請条項が連邦政府の支出権限に違反するものであり、合衆国憲法修正二一条にも反し違憲であるとの宣言的判決を求めた。しかしながら、連邦地裁やその控訴審を担当する連邦第八巡回区控訴裁判所¹¹⁹はいずれも州の主張を棄却したため、州が連邦最高裁に上告し、同裁判所がそのサーシオレイライを受理した¹²⁰。

Rehnquist 裁判官による法廷意見では、まず同裁判所の一九八〇年の *California Retail Liquor Dealers Assn. v. Midcal Aluminum, Inc.* (445 U.S. 97 [1980]) 判決を引用し、修正二一条二節の規定によって州政府には酒精飲料の販売や輸入と関わる全体の流通システムを決める権限があることを再確認した。しかし、同規定に基づき連邦政府が禁止しようとする標的を州政府に許可する権限を与えていないことについても法廷意見は述べている¹²¹。そして、法廷意見は前述した一九三六年の *Butler* 判決を再び引用し、連邦政府がアメリカの人民と関わる一般の福祉を促進するために憲法一条八節に列挙されている項目以外の事項に対しても支出権限を行使し得ることを再確認した¹²²。但し、このような目的に基づ

¹¹⁹ 791 F.2d 628.

¹²⁰ 483 U.S. at 205. John E. Nowak and Ronald D. Rotunda, *op. cit. supra* note 116, at 232.

¹²¹ *Id.* at 206.

¹²² *Id.* at 207.

いて行使されている支出権限は無制限ではないと法廷意見は宣言したのである。すなわち、当該権限の行使について、合憲だと言うために法廷意見は①支出権限は一般の福祉を増進する (pursuit of the general welfare) ために行使されなければならない、②州政府に受け止めようとする条件はかならず明白に (unambiguously) 示されなければならない、③特定の全国的なプロジェクトやプログラムを通じて実現させたい目的はかならずアメリカ全土の利益 (the federal interest) に繋がらなければならない、④支出権限の行使に際して他の憲法条項が独立の合憲性阻却事由 (independent constitutional bar) として機能しているかどうかを裁判所が審査しなければならない、という四つのテストを取り上げている¹²³。このように、法廷意見は本件の争いとなる連邦法の要請条項が前記の最初の三つのテストについていずれもクリアしていると判断し¹²⁴、残りの四つ目のテストは本件の建設ファンドの供与に関して修正二一条が連邦政府の支出権限の合憲性阻却事由として機能しているかどうかの問題を検討していた。

この点について、原告の主張によれば、修正二一条に基づいて連邦政府には直接合法的な飲酒年齢を定める権限が与えられていないとした。ところが、法廷意見は再び一九三六年の Butler 判決を持ち出し、連邦政府が直接に規制権限を行使することより支出権限の運用に伴う規制条件の付加の方が緩和 (exacting) だと思われる場合、前記の合憲性阻却事由の働きが発生すると解釈したのである。すなわち、支出権限の行使を通じて、連邦政府が州政府に対し違憲的な活動の展開を促しているかどうかの判断こそ、合憲性阻却事由の成立か不成立かに繋がるため、原告の主張が斥けられている¹²⁵。また、法廷意見は一例として修正四条を取り上げて、支出権限の運用が間接的に州政府に人民の修正四条による保障を侵害する行動を促進する場合、当該支出権限の行使は違憲だと説

¹²³ *Id.* at 207-208.

¹²⁴ *Id.* at 208-209.

¹²⁵ *Id.* at 209. John E. Nowak and Ronald D. Rotunda, *op. cit. supra* note 116, at 233.

明している¹²⁶。

以上のような検討を経て、連邦最高裁は結論として本件の連邦法の要請条項が国内の交通安全という一般の福祉を増進させる目的に資することを認め、全国均一的に飲酒年齢を二一歳に規定することも何人の憲法上の権利を侵害することにはならないと判断し、州の敗訴を確定したのである¹²⁷。しかし、判決の結果よりも最も重要なことは、Nowak らの言うように、これから連邦政府の支出権限と関わるケースが前述した四つのテストに沿って審査しなければならないことを示唆することにある¹²⁸。こうして考えると、連邦政府による教育関与に対しても Dole 判決に示される四つのテストを用いて検証すべきだということになるだろう。その一例は次の項目で検討する「落ちこぼれを作らないための初等中等教育法」とも関わっているため、先に向って同法の全体像の整理を進む。

第三項 二〇〇二年の『落ちこぼれを作らないための初等中等教育法 (NCLBA)』

二〇〇二年一月に成立した『NCLBA』は、一九六五年の『初等中等教育法』を補足改正したものである。そして、同法の成立も一九八三年に発表された「危機に立つ国家」及び一九九四年の『二〇〇〇年の目標：アメリカ教育法』から大いに踏み出した連邦政府による一連の教育改革の流れに位置づけられている¹²⁹。しかしながら、『NCLBA』の内容は、

¹²⁶ より具体的な例として、「連邦政府は低収入者に提供する公的住宅の入居条件の中では無令状の家宅搜索を我慢させるような同人の修正四条の保障を恣意的に侵害する文言が入ってはならない」、と取り上げられる学説上の見解がある。John E. Nowak and Ronald D. Rotunda, *op. cit. supra* note 116, at 233.

¹²⁷ *supra* note 120, at 212.

¹²⁸ “NOTE: LEAVING NO CHILD BEHIND (EXCEPT IN STATES THAT DON'T DO AS WE SAY): CONNECTICUT'S CHALLENGE TO THE FEDERAL GOVERNMENT'S POWER TO CONTROL STATE EDUCATION POLICY THROUGH THE SPENDING CLAUSE,” *Boston College Law Review*, 46 (2006), at 1062-1063. John E. Nowak and Ronald D. Rotunda, *op. cit. supra* note 116, at 232.

¹²⁹ 五島一美「No Child Left Behind と教育の再生産—マイノリティと貧困層の

その前身である『初等中等教育法』よりも「大がかり」¹³⁰だと評されるほどであり、引き起こした問題も様々である。この詳細を見る前に、まず『NCLBA』の中身を概観してみよう。

第一目 『NCLBA』の内容とその問題点

二〇〇八年の Bush 政権は『NCLBA』を「生徒の成績を改善し、アメリカの学校文化を変革することを目指した教育改革の指標」¹³¹として位置づけている。そういう意味において、全国の初等・中等教育を再点検することが同法の主な役割だと言えよう。そして、同法の構造が「①結果に対する説明責任 ②科学的調査に基づく効果ある所への予算の重点配分 ③親の選択権の拡大 ④地方の裁量権の拡大」¹³²の四つの大きな柱から成り立っているとされ、「(1) 早期学習の重視」、「(2) 情報の提供」、「(3) 子供と親にライフラインを」、「(4) 教員の質の保障を最優先に」、及び「(5) 裁量権の拡大」は同法の主な内容だと認識されている¹³³。

その中、「情報の提供」とは「全ての州は、公立学校の3年生から8年生の全ての生徒と10年生から12年生のいずれかの学年の生徒に読みと数学の進歩を測定し、州の定めた学習内容と学習基準に合致しなければならない」¹³⁴という「十分な年間進歩 (adequate yearly progress : AYP)」を遂げているかどうかの情報を公開する意味となり、Hess らはこの部分こそ「同法の中核となっている」¹³⁵と見る。

他方、前述したように「学校選択」の促進も連邦政府の教育関与の関

児童・生徒への影響—』『早稲田教育評論 第18巻第1号』(2004年)85頁。F・M・ヘス& C・E・フィン Jr.・前掲論文注(114)10～11頁。

¹³⁰ F・M・ヘス& C・E・フィン Jr.・前掲論文注(114)12頁。

¹³¹ 小池正春「アメリカの教育改革の中で—メリーランド州プリンス・ジョージズ郡の取り組み—」『早稲田教育評論 第18巻第1号』(2004年)136頁。

¹³² 小池正春・前掲論文注(2494)136頁。Mitchell L. Yell and Erik Drasgow, *No Child Left Behind : A Guide for Professionals*, (U.S.A, 2005), at 13.

¹³³ 小池正春・前掲論文注(131)136～137頁。

¹³⁴ 小池正春・前掲論文注(131)136頁。

¹³⁵ F・M・ヘス& C・E・フィン Jr.・前掲論文注(114)13～14頁。

心事である。従って、『NCLBA』は「個々の生徒たちによりよい教育の機会をつくるためだけではなく、学校の改革と改善を拡大する梃子として学校選択を利用することについて考え」が明確だという Richard Lee Colvin（以下、「Colvin」）の指摘が当然の結果だと考えられよう¹³⁶。具体的に言うと、同法の下では、仮に学校が二年連続して前記の「十分な年間進歩」を遂げることができず、且つ当該学校が全国共通の教育目標が設定された連邦タイトルⅠの公的資金を受け取る所であるならば、子どもとその親に同一学区内におけるより良い成果を上げている公立学校への転学の選択権を与えなければならない。所謂、「公立学校選択（public school choice）」という政策が同法の中に織り込まれている¹³⁷。また、同法は別の部分において「持続的に危ない」学校に通う子どもたちにも学校選択の機会を与えている¹³⁸。このように、『NCLBA』によって子どもとその親に授与する学校を選ぶ権利について、Colvin の言うように今までとは一味違い「より成績のよい学校へ転校する機会、あるいは授業外の追加支援を得る機会のきっかけとな」り、「…問題のある学校の子どもたちにとっては権利授与である」と認識し得る¹³⁹。しかし、危険な学校からの離脱を目的とされる学校を選択権に関しては、「持続的に危ない」という定義は各州次第であり、二〇〇四年の時点において殆どの州がこのような学校を特定していないため、どの程度まで子どもたちに実益をもたらせているのかは不明である¹⁴⁰。また、Colvin 自身も指摘し

¹³⁶ R・L・コルヴィン「第2章 公立学校選択—概観」フレデリック・M・ヘス&チェスター・E・フィン Jr. 編著・後洋一訳『格差社会アメリカの教育改革—市場モデルの学校選択は成功するか』（明石書店・2007年）26頁。

¹³⁷ F・M・ヘス&C・E・フィン Jr. 前掲論文注（114）14頁。五島一美・前掲論文注（129）86頁。Mitchell L. Yell and Erik Drasgow, *op. cit. supra* note 132, at 17.

¹³⁸ F・M・ヘス&C・E・フィン Jr. 前掲論文注（114）15頁。Ibid.

¹³⁹ R・L・コルヴィン・前掲論文注（136）27頁。

¹⁴⁰ また、William Howell は Massachusetts 州の Worcester 学区での『NCLBA』の実施状況を検討する際、同学区では公立学校における人種差別の撤廃や少数民族の子どもたちへの配慮を目的とする「非孤立化」計画が既に実施されているため、問題の公立学校にとらえられた子どもたちの解放を意図する

ているように、凡そ一九六〇年代から各州で近隣への学校選択を親に提供する計画（マグネットスクール、オープンエンロールメント計画など）が次々と現れ始め、『NCLBA』の学校選択条項は既に各州における親の学校選択を許可している先の計画によって完全に支配され、場合によっては軽視される可能性もある¹⁴¹。また、学校の収容能力、転校しても新しい学校へ通学する交通手段、学校選択に対する各州における政治的抵抗、学校選択に対する親の参加の不足、各学区の地理的条件及び転校に関する手続や詳細の計画の欠落など、従来学校選択計画を実行する際に直面する諸問題は『NCLBA』の学校選択条項の実現に同様に出てくるはずだということも指摘されている¹⁴²（実際、学校選択条項は「都市の学校が履行するのに最も困難な条項のいくつかである」と言う報告が既になされている。その数々の原因の中で学校の収容能力の不足も示されている¹⁴³）。

そして、焦点を同法の中核となる「十分な年間進歩」の要請に戻ってみれば、各州の財政状況という現実味が溢れる問題が浮上している。一九九四年のアメリカ教育法においては、「数学とリーディングの標準

『NCLBA』の要求を積極的に実現させようとするれば、「少数民族が多数を占める、成績の低い公立学校に通学している白人の子どもが転校を要求」する可能性が出てくることを想定しながら、「(このような)生徒の権利は、学区の人種差別撤廃に対する関心にとって替わるべきであろうか。それとは違って、学区は連邦政府よりも州に従うべきであろうか、また、州政府よりも連邦政府に従うべきであろうか」、という矛盾をはらむ問題を指摘している。W・ハウエル「第11章 ウスター雷雲、降雨なし〈小都市におけるNCLBへの抵抗と資金の低受給率〉」フレデリック・M・ヘス&チェスター・E・フィン Jr. 編著・後洋一訳『格差社会アメリカの教育改革—市場モデルの学校選択は成功するか』（明石書店・2007年）361～362頁。F・M・ヘス&C・E・フィン Jr. 前掲論文注（114）15頁。R・L・コルヴィン・前掲論文注（136）27頁。

¹⁴¹ R・L・コルヴィン・前掲論文注（136）28～29頁。

¹⁴² R・L・コルヴィン・前掲論文注（136）29～30頁。

¹⁴³ M・キャサリー「第9章 米国の大都市の学校における選択と追加サービス〈計画への参加率と学区の取り組み〉」フレデリック・M・ヘス&チェスター・E・フィン Jr. 編著・後洋一訳『格差社会アメリカの教育改革—市場モデルの学校選択は成功するか』（明石書店・2007年）291～301頁。

テストを12年の教育課程の間に3回実施することが州に要求されていただけであった」¹⁴⁴が、『NCLBA』は前述したように試験を受けさせる対象の範囲を拡大することに伴い、頻度も増えている。従って、予想がつくとおり、試験を行うだけで各州の支出の増大に繋がることは殆ど必至である。アメリカ全州の『NCLBA』と関わる費用を合計してみると、「テストの原案作りとそのテストの実施に70億ドル近くかかる」と言われ、「データの集計と管理のシステムの構築に数千万ドルが必要となる」とされる上、教員の雇用も絡めば相当な額に上ることが示されている¹⁴⁵。にもかかわらず、「2002会計年度で、17の州が第12学年以下の教育(k-12 education)への予算を削減した」状況の中で、連邦政府の第一二学年以下の教育に対する援助は『NCLBA』の全予算の七％に過ぎない。更に、ある学校は「十分な年間進歩」を遂げることができなければ、「その学校の改善のために、人員の配置転換、新たなカリキュラムの履行、外部アドバイザーの供給、授業数の増加、学校組織の変革、そして児童生徒が転校を希望した場合のパウチャーなどに、州政府、学区は多大な費用をかけなければならない」¹⁴⁶、ということも指摘されている。このような財政面の問題に注目して、『NCLBA』の合憲性を疑問視し、連邦地裁に赴き提訴したのは次の項目で検討する Connecticut 州の事案である。

第二目 Connecticut 州からの提訴

二〇〇八年にアメリカの教育専門誌『カッパン (Phi Delta KAPPAN)』が発表した民間調査会社のギャラップ社と共同で一般市民を対象に行った調査結果によると、『NCLBA』について肯定的にとらえる回答者が三一％に対し、否定的にとらえる方が四〇％と上回った。これは、二〇〇三年から同調査を実施して以来、初めての結果だと言われている¹⁴⁷。また、『NCLBA』に対する不満や抵抗も実により早い段階から表

¹⁴⁴ 五島一美・前掲論文注(129) 87頁。

¹⁴⁵ 五島一美・前掲論文注(129) 89～90頁。

¹⁴⁶ 五島一美・前掲論文注(129) 89～90頁。

¹⁴⁷ 文部科学省・前掲書注(112) 30頁。

れ始めている。例えば、二〇〇五年に Utah 州の立法府が『NCLBA』の要請条項より州の教育法が求める各事項の実現を優先的に扱うべきだという決議案を採択している。また、Colorado 州は二〇〇六年の時点において『NCLBA』の要請条項を早期に実現させたいという連邦教育省や州の教育委員会の圧力から学区を保護する姿勢を打ち出している。そして、いくつかの州は自ら『NCLBA』との正面衝突を避けながらも、州内の学区や他の州による『NCLBA』への抵抗を支援する事実もしばしば明かされている¹⁴⁸。

その中で、州政府が初めて司法の場を借りて連邦政府と『NCLBA』の合憲性を争ったのは Connecticut v. Spellings をめぐる一連の訴訟である¹⁴⁹。この事案の焦点について率直に言うと、『NCLBA』の実施と関わる州の財政問題である。『NCLBA』の中には財源付与のない委任事務条項 (unfunded mandates provision) が設けられているため、Connecticut 州は、連邦政府が同法によって要請する学校の「十分な年間進歩」の公表の基礎となる全ての生徒に対する学力テストを行うことに十分な公的資金を提供していないと反発した。その上、同法による当該義務の強要も連邦政府の権限を超えるものだと主張したのである¹⁵⁰。その後、Connecticut 州は、連邦教育省に対して何回かに亘りその財源付与のない委任事務条項の不履行 (waive) を求め、同省も同州に対する予算を追加し、毎年学力テストを行わなくてもいいと約束したが、やはり同条項の不履行を拒否し続けている¹⁵¹。よって、二〇〇五年八月に

¹⁴⁸ *supra* note 128, at 1053.

¹⁴⁹ *Id.* at 1053-1054.

¹⁵⁰ *Id.* at 1053. なお、杉田莊治はより明快に次のように事案を説明している。すなわち、『NCLBA』によって Connecticut 州は今まで自らが独自に行ってきた学力テスト (Connecticut Mastery Test) 以上により多くの生徒に毎年学力テストを受けさせなければならないのに、「連邦から支給されたのは7060万ドルしかないが、実際には1億1220万ドルかかる。したがって4160万ドルを州が余分に支出しなければならず無駄遣いである。これは違法であり違憲である」、と。『杉田莊治ホームページ』(2008年11月8日)〈<http://www.aba.ne.jp/~sugita/162j.htm>〉。

¹⁵¹ *Id.* at 1054-1055.

Connecticut 州は、連邦教育省が『NCLBA』の財源付与のない委任事務条項に違反して無断で同州の財源分配に介入・コントロールしているとし、連邦地裁に提訴したのである¹⁵²。

州の提訴を受けて、連邦地裁は二〇〇六年に Connecticut v. Spellings (453 F. Supp. 2d 459 [2006]) 判決を下した。結論として、同裁判所は前述した Dole 判決に依拠しつつ、『NCLBA』の合憲性を論じて連邦教育省の裁量権を積極的に認めた¹⁵³。すなわち、同裁判所は（１）、『普遍的な教育条項法（the General Education Provision Act）』に基づき、強制的な効果を持つ条項の実現が未だに具体化していない段階では司法による審査を排除すべきであること；（２）、例えば州に連邦による公的資金の援助を受けられなくなる恐れがなくても、本件のように連邦の行政府が計画の変更を求める要請を拒否する行為に対して、裁判所による合法性の審査が依然として行われ得ること；（３）、争いがある行政活動を直轄する最上級の行政機関に対して、司法府は当該権限の行使をより公正的に要求することができる、と述べながら、連邦教育省は本件のような争いに対して広汎的な裁量権（unfettered discretion）を持つため、財源付与のない委任事務条項の不履行に対する連邦教育省の拒否が司法による審査に服しないと判断した¹⁵⁴。

このように、具体的な訴訟を通して『NCLBA』の問題点がより明確化されたことにも繋がるが、本論としてより注意を喚起したいのは Hess らによって指摘された次のことである。すなわち、Hess らは従来の教育選択の計画は凡そ「家族は子どもの教育を管理する生得的権利を有する」、「学校間の競争は、生徒たちにより役に立つ方法を見出すように問題の多い学校を駆り立てつつ、企業家精神の新たな余地となるであろう」及び「社会は貧しい子どもたちに対して、効果のない学校が与えるぞんざいな教育に対する有効な選択肢を供給する義務がある」という三つの論理的基盤からなるが、『NCLBA』について、「（連邦議会）は、三番目の正当な根拠に主として焦点を合わせ、（選択条項が『要改善校』

¹⁵² *Id.* at 1056.

¹⁵³ 453 F. Supp. 2d at 468-469.

¹⁵⁴ *Id.* at 473-503.

を対象とする多数の介入と制裁に含まれている理由である) 二番目の根拠にいくぶん注意を払い、一番目の根拠をほとんど無視することを選んだ」と分析しているところである¹⁵⁵。また、『NCLBA』とマイノリティや貧困層の子どもの関係に注目し研究を行いながら、「(『NCLBA』)は、いわば、諸刃の剣である。非白人化が進行する合衆国において、その成否は、どれだけマイノリティと貧困層の児童生徒の声を取り入れ、そのような児童生徒への支援に対する国民の理解を得られるかにかかっていると言えよう」¹⁵⁶と示す見解にも注目すべきだと考える。

第五節 小括

本章を通して、アメリカ合衆国の教育における子どもの位置づけを不十分ではあるが一通り概観してきた。そして、連邦最高裁から示された法理を吟味すれば、確かに一九七三年の Rodriguez 判決の法理に基づいて教育の分野において実質的な平等を求めることには一層困難なものとなるが、教育を受けることを超えて、合衆国憲法に定められる各人権条項を精力的に学校における子どもたちにも及ぼそうとする点も見落としてはならないと考えている。すなわち、一九七二年の Yoder 判決で述べられた Douglas 裁判官の言葉を重く受け止めるべきだと考える。

ところが、同裁判官は特定の宗教的な生活から離脱し、通常の公教育を受けたいと考える子どもの意思を十分に尊重せよと唱えてはいるが、後に信仰と関わるいくつかの裁判例を見ると、子ども本人の利益や意思が十分に配慮されたかどうかは不明であるし、そもそも宗教国家とされる国全体の風土から考えると、子どもの最善の利益を配慮することだけでそのような争いを解決することができるとも思えない。また、連邦政府による教育関与の部分を見ると、現行法の中で子どもの教育と深く関わる現行法の『NCLBA』は「(アメリカにおける)すべての子どもがアメリカ人の夢を追求する機会を与えられるよう最終的に保証することに

¹⁵⁵ F・M・ヘス&C・E・フィン Jr.「第13章 結論」フレデリック・M・ヘス&チェスター・E・フィン Jr.編著・後洋一訳『格差社会アメリカの教育改革—市場モデルの学校選択は成功するか』(明石書店・2007年)424～425頁。

¹⁵⁶ 五島一美・前掲論文注(129)95頁。

託している」¹⁵⁷と見做されているが、「英語（リーディング）と数学の学力テストの成績以外の指標を学校や学区の実績評価に使用することで児童・生徒の基礎学力の習得状況を判断することが困難になる恐れがあることや、要改善校のカテゴリーを設けることで一部の児童・生徒たち、民間団体等が提供する課外の補助的教育サービスの機会を奪ってしまう可能性がある」¹⁵⁸などの問題が示されている。これらの問題に対して、合衆国憲法の枠組み¹⁵⁹の中で教育における子どもの権利・利益を如何に保障し、実現させるかといった問題が再び問われることになるだろう。

第六章 台湾

台湾という地域は本論の第二章においても多少言及したように、社会や文化的な側面において特殊な歴史の展開を持っている。オランダ、スペイン、中国、日本、そして長い間与党として台湾の政治運営をコントロールしてきた中国国民党は全て台湾に進出してきた外来の政権だと見做し得る。安易に推論すれば、「教育」という働きは単にその外来の「権力集合体」が順調に台湾を治めるための一つの政治的な手段だと認識し得よう。しかし、時の流れに伴い、「変化」も起きている。本章はその「変化」を追いながら、台湾の教育における子どもの位置づけについて検討したい。

第一節 教育に関する法的枠組み

前述した外来の政権は台湾で教育事業を行う場合、それぞれの時期において台湾に住む人々による抵抗を鎮めることが殆ど主要な目的だとされるらしい¹⁶⁰。例えば、最も早い時期に台湾に進出してきたオランダは、当時の台湾に住む人々たちからの反乱を治めるために宗教的な伝道活動に

¹⁵⁷ F・M・ヘス&C・E・フィン Jr.・前掲論文注（155）446頁。

¹⁵⁸ 文部科学省・前掲書注（112）18頁。

¹⁵⁹ 例えば、『NCLBA』に対して訴訟を引き起こした Connecticut 州の事案を検討しながら、修正一四条は同法の合法性阻却事由として取り上げられる見解が見られている。*supra* note 128, at 1079-1080.

¹⁶⁰ 葉憲峻「台湾初等教育之演進」徐南號編『台灣教育史』（師大書苑・2002年）119頁。

頼り、教育政策を展開してきたのである¹⁶¹。そして、一八九五年から日本による植民統治時期においても日本人と台湾人の思想の疎通を図ることなどの目的に基づいて教育を一つの緊急事業として実施されていた¹⁶²。その後、一九四九年に中国から台湾に逃げ込んできた中国国民党の政権は台湾の統治が死活的にも重大な意味を持つと考えて¹⁶³、中国大陆を領域とする「動員戡乱時期」の延長並びに、台湾全島に対する「戒厳令」の発布により国家政策と教育とが一層強く連結させられたのである。

その後の一九八七年一月に前記の「戒厳令」の解除に伴い、台湾は民主主義の潮流に乗り始めた¹⁶⁴。よって、教育を行う目的は、現政権に対する台湾の人民の抵抗を治めることではなくなり、個人の心身的な発達・発展に資することに転換したはずだと思われる。

一方、現に台湾における教育法の枠組みを構成するものとして『中華民國憲法』を含む法律¹⁶⁵、大法官會議解釈、行政命令、行政規則及び地方自治法規等が存する。特筆に値するのは『中華民國憲法』七八条、第七九条二項により、司法院が行われた憲法解釈は全国機関及び人民に対して拘束力を持つ外、各（行政）機関が解釈に言及された事項を処理する際に、当該解釈の内容からも拘束されるため、司法院の大法官會議解釈も教育法の法的根拠の一つとして見られる。

¹⁶¹ 鍾清漢『日本植民地下における台湾教育史』（多賀出版・1993年）7頁；44～45頁。黄嘉雄「台湾教育行政之演進」徐南號編『台湾教育史』（師大書苑・2002年）6頁。

¹⁶² 鍾清漢・前掲書注（161）85～88頁。

¹⁶³ 山崎直也「台湾における教育改革と『教育本土化』」日台交流センター編『歴史研究者交流事業（派遣）研究成果報告集（下）』（財団法人交流協会・2002年）978頁。

¹⁶⁴ 若林正文『台湾—変容し躊躇するアイデンティティ』（筑摩書房・2001年）150頁。

¹⁶⁵ 「教育」に関連する重要な法律として、1999年の『教育基本法』を含め、『大学法』、『専門学校法』、『教職養成法（師資培育法）』、『高等学校法』、『国民教育法』、『強制入学条例』、『幼稚教育法』、『児童及び少年福祉法』（2011年に法改正が行われ、名称も『児童及び少年福祉と權益保障法』とした）、『職業学校法』、『国民体育法』、『国立放送大学設置条例』、『補習教育法』及び『社会教育法』等がある。周志宏『教育法與教育改革』（高等教育・2003年）54～55頁。

また、授権の行政命令や行政規則も場合によって教育法の法的根拠になり、『地方制度法』二五条に基づき、直轄市や県（市）が自主的に広範囲に亘って地方自治法規を定めることができ、法律の補充的規定として運用される故、教育事項と係わる自治条例も教育法規の一環となす¹⁶⁶。しかし、それらの規定は果して教育法的視点に合致するかどうかのことが疑わしいと考えられるため、以下では、『中華民国憲法』自体、そして制定当初から「準憲法的性格」を有すると唱えられている『教育基本法』¹⁶⁷、及び憲法を解釈する権限を持つ大法官會議の解釈に絞り、教育を受けることがこれらの実定法においてどのように位置付けられているのかと考察を行う。

第一項 『中華民国憲法』

『中華民国憲法』が制定されるまでの間、中国大陆における政治の様相は清朝政府の崩壊、軍閥勢力の衝突及び国際社会のパワー・ゲームへの押し込むこと等から成る様々な力関係によって織り交ぜている。「立憲運動」、「民主革命運動」または「変法運動」などが行われ、中国の全体的再生を図る目的として、国民教育の必要性も唱えられた¹⁶⁸が、十分な成果をあげることはできなかったの事実である。また、従来の社会的な意識にあっては人民による政治の自覚が希薄であり、選ばれたエリートへの崇拜¹⁶⁹という政治的意識もあるのではないかとと思わせるように、憲法典の制定に携わる各起草者や機関は、各時期に出された憲法草案の中で教育を受けることが人民の義務なのか或いは権利なのかと躊躇していた様子が伺える。

第一目 『中華民国憲法』制定されたまでの流れ

¹⁶⁶ 吳清山『教育法規：理論與實務』（心理出版・2004年）16～17頁。

¹⁶⁷ 周志宏『「教育基本法」立法必要性之研究』（行政院教育改革審議委員會・1996年）4頁。

¹⁶⁸ 吳經熊・黃公覺『中国制憲史 民国叢書第四編・27』（上海書店・1936年）14～20頁。横山宏章『中華民国史』（三一書房・1996年）22；27～28頁。

¹⁶⁹ 横山宏章・前掲書注（168）162頁。

国政改革の必要を痛感した清朝政府の時期から、政府だけではなく、政界の有志からも憲法草案の起草は活発に行われていた¹⁷⁰。その中、教育に関する規定を最初に憲法典と見られる文書の中に掲げたのは、一九一三年に臨時大統領を務めた旧清朝政府官員の袁世凱の主導により作られた『天壇憲法草案』一九条の規定だと考えられる¹⁷¹。同条文は、人民に初等教育を受ける「義務」を負わせ、第二項において「国民の教育は孔子の道を以て修身の大本とする」¹⁷²と規定している。その後、袁氏の野望により、一九一四年の『中華民国約法』の制定作業に深く関わり、独裁的体制を築き上げようとした¹⁷³。しかし、同法には、前の『天壇憲法草案』一九条を引き継ぐことがなく、教育に関する条項が一つも制定されることはなかった¹⁷⁴。

そして、時の流れは、軍閥の乱闘により安定的な統一政権の下で制憲作業を進めることが一層難しくなる南北対立の時代¹⁷⁵に入った。このような混沌たる状態の中で各時期においても、有志の志を阻むことがなくいくつかの憲法草案が世の中に送られてきた。各草案に設けられた教育の条項は次のように整理する。

まずは、一九二二年に中華革命党黨員の葉夏聲は、孫中山に命じられ、起草した『五権憲法』草案の第六八条には、「全ての中華民国人民は国家の義務職業教育を受ける権利を持ち、国家を防衛するため、兵役を服す

¹⁷⁰ 宮澤俊義・田中二郎『中華民国憲法草案』（中華民国法制研究会・1935年）1～4頁。高橋勇治『中華民国憲法 外国憲法の研究5』（有斐閣・1948年）38～45頁。周志宏「学習権序論 教育基本法学習権規定之解析」翁岳生教授祝壽論文編輯委員會編『當代公法新論（上） 翁岳生教授七秩誕辰祝壽論文集』（2002年）198頁。

¹⁷¹ 宮澤俊義・田中二郎・前掲書注（170）254頁。周志宏・前掲論文注（170）198頁。

¹⁷² 涂懷瑩『中華民国憲法原理』（1977年）303頁。

¹⁷³ 横山宏章・前掲書注（168）38～39頁。宮澤俊義・田中二郎・前掲書注（170）8～12頁。高橋勇治・前掲書注（170）60～73頁。

¹⁷⁴ 周志宏・前掲論文注（170）198頁。

¹⁷⁵ 袁世凱の死後、中国は南北対立の軍閥混戦に突入した。北方の北京政権は、直系軍閥の曹錕・呉佩孚、安徽軍閥の段祺瑞、奉天軍閥の張作霖らにより政権争奪戦が繰り返された。孫中山はそうした北方の北洋軍閥支配に対抗して南方に革命政権を樹立しようとしたのである。横山宏章・前掲書注（168）65頁。

るべし、軍事教育を受ける義務を負うべし」と書かれている¹⁷⁶。この第六八条は教育を受けることの中身を異なって設定したものの、初めて制憲作業に関する文書の中に教育を受けることが権利であり、義務でもあることを明言したのである。

そして、同じ年の五月に上海で開かれた「中華民国八団体国是會議」において各地へ通電するという形式で発表された『国是會議憲法草案』には、第一〇章の「国民の教育及び生計」が設けられ、教育に関する事項が規定された。すなわち、同草案の第八七条において「全ての人民は性別に関わらず、教育を受ける義務を負う」と定められたのである。また、同草案の第九一条に書かれた「学術的研究の自由は人民の権利であり、国から保護すべきであり制限することを得ず」という文言は、制憲史上初めて学術の自由を唱えた条文であり、評価が与えられている¹⁷⁷。他方、一九二三年に賄賂や買収の行為に基づき作られ、悪法的なイメージを持つ『曹錕憲法』二一条にも「全ての中華民国人民は法律により初等教育を受ける義務を負う」¹⁷⁸とされていた。

一九二四年には、北京において安徽軍閥の段祺瑞の下に臨時執政政府が誕生し、「国憲起草委員会」も設けられた。その翌年の一二月に全一四章、一六〇カ条から成る『中華民国憲法草案』が公開され¹⁷⁹、第一四五条に「中華民国国民は法律により教育を受ける義務を負う」と書かれた外、第一五一条では「学校教育は宗教儀式及びその教義を含む教材の支配を受けない」ことを示し、第一五二条においても「学校教育は党派主義の宣伝する場所になってはいけな」と定められていた。これらの規定では、教育と宗教との完全な分離及び民主精神の発揮が理想とされただけではなく、当時の中国教育界に展開されていた「教育権回収運動」¹⁸⁰と「教育独立」思想も反映されていたとされる。今からしても、

¹⁷⁶ 周志宏・前掲論文注（170）198頁。

¹⁷⁷ 横山宏章・前掲書注（168）72～74頁。宮澤俊義・田中二郎・前掲書注（170）14頁。高橋勇治・前掲書注（170）88頁。周志宏・前掲論文注（170）198頁。

¹⁷⁸ 涂懷瑩・前掲書注（172）317頁。

¹⁷⁹ 宮澤俊義・田中二郎・前掲書注（170）15頁。

¹⁸⁰ 教育権回収運動とは、1920年代の中国教育界においてアメリカ型教育を追求する一方で、ナショナリズムへと傾向していく際に現れたものである。運動

これらの規定はかなり先進的だと認識し得よう¹⁸¹。

混乱の状況を抑え、南北統一の業を成し遂げてから、早くも南京国民政府において蒋介石の独裁的傾向が現れてきた。これを批判する者は、一九三〇年に「護国救党」を唱えながら北平に新たな「中国国民党中央執行委員会拡大会議」を開き、約法の制定を議決し、約法起草委員会を設けた。一九三〇年に拡大会議の名を以て全八章二一一条から成る『中華民國約法草案』が發布された。いわゆる『太原約草』である¹⁸²。同草案の第四四条で「全ての人民は法律により教育を受ける権利を有する」と訴え、第一八〇条において「全ての学齡児童は六年の基本教育を受けるべき」であることが明白に定められた¹⁸³。特に、その第四四条の制定により、法律の留保が伴ったとは言え、中華民國の政権において初めて教育を受けることが純粹に人民の権利として認識され一層特別な意味を持つものになったと言えよう。しかしながら、蒋介石と張学良の弾圧により、北平で展開されていた反蒋勢力の拡大会議の運動が終息を迎えた¹⁸⁴ため、同草案もそのまま闇に葬られた。

北平への軍事討伐を終え、南京の国民政府は一九三一年五月五日に国民会議を召集した。国民会議に先立ち、同年の四月に『中華民國訓政時期約法』が南京中央執行委員会から選任された約法起草委員により起草され、六月に公布及び施行されたのである¹⁸⁵。言うまでも無く、この『中華民國訓政時期約法』は訓政時期の最高法規となっている。しかし、残念ながら同法は前述した『太原約草』の精神を受け継ぐことはなく、人

を徐々に展開していく中で、満鉄や関東庁の同化主義的な中国人向け教育に対する（権限を）回収議論がおこり、中国側の私立学校設立や教育当局の圧力、学生・生徒の同盟休校によって、日本の対中国人教育を消極策へと転じさせた。高田幸男「教育史」、野澤豊編『日本の中華民国史研究』（汲古書院・1995年）218～219頁。

¹⁸¹ 周志宏・前掲論文注（170）199頁。

¹⁸² 横山宏章・前掲書注（168）107～111頁。宮澤俊義・田中二郎・前掲書注（170）16～17頁。高橋勇治・前掲書注（170）156～159頁。

¹⁸³ 周志宏・前掲論文注（170）199頁。

¹⁸⁴ 横山宏章・前掲書注（168）111頁。

¹⁸⁵ 宮澤俊義・田中二郎・前掲書注（170）17～18頁。

民の権利・自由の保障についても第一条を除く全てが法律の留保を伴って制定されることになった¹⁸⁶。教育を受けることについても、どのような位置付けがされていたのか明らかなではない¹⁸⁷が、第五章の「国民教育」には「三民主義」を中華民国教育の根本原則とし（第四七条）、義務教育制を定立し（第五〇条）、男女に対し一律平等に教育の機会を保障する（第四八条）¹⁸⁸等国家教育権力を最大限に発揮した結果を示すに止まっている。

一九二九年六月に開かれた中国国民党中央委員会は訓政時期の期間を六年と定めたが、国民政府はその期間の満了を待たず¹⁸⁹に憲政時期に入るための憲法典を制定することを決意し、一九三三年二月に立法院内に憲法起草委員会を設け、院長の孫科が委員長となり、呉経熊、張知本や傅秉常等を起草委員として憲法草案の起草に従事させた¹⁹⁰。同年、同委員会の呉経熊及び張知本はそれぞれの手で自らの憲法草案の私案を提出した（以下、前者は「呉氏私案」、後者は「張氏私案」）のである。両案の内容を比較すると、呉氏私案は教育について人権条項としての位置付けが確定されていない¹⁹¹が、張氏私案の方は重要視されていたことが明らかになった。要するに、張氏私案の第一四三条において「全ての学齡児童は基本教育を受ける権利を有する。基本教育は六年と成し、授業料や他の教育上に関する必要と見做される費用を無償とし、衣食費用は自足

¹⁸⁶ 高橋勇治の研究によれば、「訓政期の過渡的憲法に於いて主権が人民に在ることを宣言してもデモクラシーになるわけではない…」、「（中華民国訓政時期）約法第14条と第15条とを例にとろう。そこで言論、著作、集会の自由を認め、『法律によるのでなければ之を停止、或いは制限するをえない』と但書を附している」、とのことである。高橋勇治・前掲書注（170）168～169頁。

¹⁸⁷ 涂懷瑩・前掲書注（172）359頁。

¹⁸⁸ 宮澤俊義・田中二郎・前掲書注（170）21頁。

¹⁸⁹ 1931年9月18日柳条湖事件が勃発し、満州事変が中国を揺るがすこととなった。日本からの本格的な中国侵略という国難に直面することは最も重大な要素ではないかと考える。横山宏章・前掲書注（168）121頁。

¹⁹⁰ 横山宏章・前掲書注（168）126頁。宮澤俊義・田中二郎・前掲書注（170）26～27頁。高橋勇治・前掲書注（170）171～175頁。

¹⁹¹ 呉経熊・黄公覺・前掲書注（168）793～833頁。

できない者に対し、補助しなければならない」という法律の留保の規定を抜いて、画期だと言える内容が設けられ、更に第一四四条では「基本教育を受けるべきとする全ての学齢児童に対し、全ての国民はその保護する子女に教育をうけさせるや自ら教育を施す義務を負う」という教育の私事性を認めるような規定も定められていた¹⁹²。この張氏私案の第一四三条の内容は教育を人民の一つの権利として再び認識させただけでなく、日本では大きな論争まで発展した義務教育学費無償問題についても、同条によって明確な法的根拠を提供している。とはいえ、両氏の提案はあくまでも私案の形に止まっていた。その後、一九三三年一月に起草委員会の中の主稿人会議による検討を経て、より大衆の意見が聞かれるようなたたき台としての「主稿人会議草案初稿」が制定された。そして、憲法草案起草委員会により、初稿に更に修正が加えられた「中華民国憲法草案初稿」が一九三四年三月に公表された¹⁹³。だが、一九三六年五月の立法院会議に於いては最終的な修正決定が行われ、五月五日に国民政府が正式に発表し、日華事変が発生しなかったら実施される可能性が高かった『中華民国憲法草案』（世には『五五憲草』と呼ばれるもの）には、教育を受けることについては人権条項として位置付けられなかったのである¹⁹⁴。

一九三七年に、日中戦争が勃発、制憲事業も一時中止された。その一〇年後の一九四六年に再開することになったが、「抗戦八年」の年月を経ていたため、『五五憲草』が公布された時期とは政治的・社会的状況が根本的に変化していた¹⁹⁵。このような背景に基づき、一九四六年の中国国民党と共産党の国共協議による『政治協商会議対五五憲草修正案草案』（以下、「政治協商会議草案」）では、教育に関する事項の規定に明白な変化を見ることができた。まず、同草案の第二章の「人民の権利義務」

¹⁹² 周志宏・前掲論文注（170）200頁。

¹⁹³ 横山宏章・前掲書注（168）128～129頁。宮澤俊義・田中二郎・前掲書注（170）27頁。高橋勇治・前掲書注（170）175～176頁。

¹⁹⁴ 呉經熊・黄公覺・前掲書注（168）979～1002頁。周志宏・前掲論文注（170）200頁。

¹⁹⁵ 横山宏章・前掲書注（168）167～171頁。

の第一二条に於いて初めて人民の講学権が確認され、他の言論や出版の自由と併せて「人民は言論、講学、著作及び出版の自由を有する」と定められた。そして前記の『五権憲法』草案を再確認するように、同草案の第二三条でも「人民は国民教育を受ける権利及び義務を有する」と規定された¹⁹⁶。この規定については、当時の与野党の衝突を解決するために出された妥協案だ¹⁹⁷と言われている。他方、同草案の内容を見通して、国民教育権の観点から最も高く評価できるのは恐らく前述した『五五憲草』の第一三三条に書かれた「全国の公立私立の教育機関は一律に国家の監督を受け並びに国家の定めるところの教育政策を推行すべき義務を負う」¹⁹⁸という項目が削除されたことであろう。

但し、後に国民大会により公布の手続を経て正式に『中華民國憲法』として成立させ、一九四六年十一月に提出した『中華民國憲法草案修正案』において、前述の講学権や教育を受ける権利の規定は、「政治協商會議草案」の原文通りに引用され、条文の順番だけが変更される形になって設けられたが、削除された『五五憲草』の第一三三条の規定は改めて第一章の「基本国策」の第一六二条として復活することになった。そして、同修正案に於いて、教育を受ける機会の均等や教育文化における辺遠及び貧困地区に対する必要な経費の補助等の教育に関連する外部的事項も多く設けられることになった¹⁹⁹。一九四六年十二月二五日、全一七五カ条から成る『中華民國憲法』が国民大会の一四八五名の全代表の一致により正式に承認された。そして、同法は、一九四七年一月一日に公布され、同年の十二月二五日に正式に実施されることになった²⁰⁰。

かような『中華民國憲法』の立法過程を追いながら、教育政策を重視する各草案の起草者の考え方により、教育を受けることについて人民の権利或いは義務のどちらと見なすべきか躊躇してきたことが分かった。最終的には、『中華民國憲法』の第二一条として教育は人民の権利であ

¹⁹⁶ 周志宏・前掲論文注（170）200頁。

¹⁹⁷ 高橋勇治・前掲書注（170）244頁。

¹⁹⁸ 高橋勇治・前掲書注（170）203頁。

¹⁹⁹ 高橋勇治・前掲書注（170）301～303頁。

²⁰⁰ 横山宏章・前掲書注（168）195頁。

り義務でもあるという両刀論法で定着することになった。このような決着自体に決して問題がないとは言えない外、同法には教育制度をめぐって「基本教育」、「初等教育」、或いは「義務教育」とは異なる「国民教育」という用語が使われているため、如何に理解するかも一つの課題だと見做されている。また、従来の学説によれば、前述した『中華民国憲法』二一条及び第一六〇条の規定に従い、就学年齢に達する六歳から一二歳までの子どもは全員国民教育を受ける義務を負うが、同人は未熟であり、法的責任を履行する能力も否認されるから、当該義務は同人の親や後見人に転嫁すべきだと解されている²⁰¹。しかし、近年においてすべての自然人は憲法上の権利の享有主体だと認められるべきだという主張が多数説になってきたと考えられる²⁰²ため、学界においては、前述した教育を受けることの義務性だけに重視することではなく、『中華民国憲法』二一条の（国民）教育を受ける権利の側面をより大事にしなければならないとも考え始めているらしい。

第二目 『中華民国憲法』に於ける「教育条項」

関連する研究によると、『中華民国憲法』における教育と関わる規定は概ね三つの部分を分けられるという。

一つ目は教育に対して人民が如何なる権利を持つかという条項規定である。この部分について、中華民国憲法一一条、第二一条及び権利の補強規定だと認識される同法二二条の規定を取り上げている²⁰³。

要するに、憲法一一条は、「人民は言論、講学、著作および出版の自由を有する」という内容であるが、学説の中では「講学の自由」には私立学校を設立する自由も含まれるべきだとして、従来大学の教授しか当該自由権を享有しない通説的な理解に反発する見解がある。また、初等・中等教育機関に勤める教師たちも享有すべきだという主張も見られる。

²⁰¹ 管歐『中華民国憲法論』（三民書局・2004年）76頁。

²⁰² 蔡宗珍「第五單元 基本權主體」『月旦法學雜誌 第46期』（1999年）109頁。
吳庚『憲法的解釋與適用』（三民書局・2004年）143頁。

²⁰³ 周志宏「教育行政法制之研討」『教育法與教育改革』（高等教育・2003年）5～9頁。

そして、憲法二一条に関しては、学習権の概念を提唱し、同条に定められている国民教育を受ける権利の上位的概念として位置づけ、教育を受ける権利の重要性を唱える見解も存在する²⁰⁴。しかしながら、「学習権」の法的権利性は憲法二一条から導き出すことができないため、憲法二二条によって保障され得るという主張が有力だとされるらしい。

二つ目は、国家が教育政策に対する基本的な方針を示す「基本国策」の部分である。要するに、『中華民国憲法』の第一三章の「基本国策」の第五節「教育文化」に列挙されている諸条項がこれに当たる²⁰⁵。その中、同法の第一六四条に定めれる「教育、科学、文化の経費は、中央にあってはその予算総額の一〇〇分の一五、省にあってはその予算総額の一〇〇分の二五、市、県にあってはその予算総額の一〇〇分の三五を下ることはできない。法によって設置された教育文化基金及び産業は、これを保障しなければならない」という規定は一九九七年の憲法改正に伴い、事実上の効力が凍結されて、現行の「中華民国憲法追加改正条文」一〇条八項により、「教育、科学、文化の経費、とりわけ国民教育の経費は優先的に編成し、憲法一六四条の制限を受けない」²⁰⁶とされている。また、辺境地区に在住する各民族や原住民の教育について、第五節には書かれていないが、同じく第一三章の「基本国策」のところに、同法第一六九条として、「国は、辺境地区の各民族の教育、交通、水利、衛生などその他の経済社会事業に対して、積極的にこれを行い、かつその発展を扶助しなければならない」と定められる。その外、憲法改正追加条文一〇条一〇項にも「国は民族の意思に沿い、原住民族の地位および政治参加を保障し、その教育、文化、交通、水利、衛生、医療、経済、土地および社会福祉に保障扶助を与え、かつその発展を促進する」²⁰⁷とされているのである。

²⁰⁴ 曾大千「論教育基本権の内涵與功能」『教育政策論壇 第六卷第一期』（2003年）73～74頁。

²⁰⁵ 小田美佐子「台湾」萩野芳夫・畑博行・畑中和夫編『アジア憲法集』（明石書店・2004年）979～980頁。

²⁰⁶ 小田美佐子・前掲論文注（205）990頁。

²⁰⁷ 小田美佐子・前掲論文注（205）990頁。

以上の条項を見通して、その殆どが従来「プログラム」規定だと見做される「基本国策」に書かれていたため、たとえ国が一時的に関連する条項に示される基準や要請を満たさなくても概ね違憲だと判断されないというのが通説的な理解である²⁰⁸。また、「全国の公私立の教育文化機関は、法律によって国からの監督を受ける」と言う同法一六二条の規定は法律の留保があるにもかかわらず、国側による教育権限の行使の合法・合理性が憲法に担保されることに深く注意しなければならないと考える。

最後の三つ目は、中央政府と地方自治体の政府それぞれが有する教育権限の配分である。憲法一〇八条によると、「行政区画」や「教育制度」などの事項は「中央がこれを立法しかつ執行するか、または省県に移してこれを執行させる」とされている。そして、第一〇九条では「省の教育、衛生、実業および交通」などの事項は「省がこれを立法しかつ執行するか、または県に移してこれを執行させる」ことを定め、第一一〇条には「県の教育、衛生、実業および交通」などの事項に関して「県がこれを立法しかつ執行する」と書いている²⁰⁹。学説においてこれらの規定により、教育と関わる事項に対し、地方自治体が概括的な立法権限を有し、中央政府は指針的な規定を定める権限しか有しないと解すべきだという見解がある²¹⁰。

第二項 一九九九年の『教育基本法』

一九八七年の戒嚴令解除後の台湾では、民主化・自由化・台湾化を基調とする政治・社会諸側面において改革が連動する形で進んできた。その流れにおいて教育改革も注目されていた。そして、最も大きな出来事は、言うまでも無く一九八〇年代から台湾大学を始め、各大学の大学生や大学院生が能動的、且つ頻繁に引き起こす学園運動であった。この時期に大学で行われた学園運動はすぐに校内の行政組織から弾圧を受けたが、運動に参加するメンバーは学生から大学教授や各級学校機関の教師

²⁰⁸ 蘇嘉宏『増修中華民國憲法要義 第四版』（東華書局・2004年）478頁。管歐・前掲書注（201）303頁。

²⁰⁹ 小田美佐子・前掲論文注（205）973～974頁。

²¹⁰ 周志宏・前掲論文注（203）12～13頁。

へと次第に拡大していた。そして、かような流れに対し、分岐点を迎えたのは、一つは「四一〇教育改革デモ行進」であり、もう一つは行政院の諮問機関とする「行政院教育改革審議委員会」の成立という一九九四年に同時に起こった二つの出来事である²¹¹。その後実現した一九九九年の『教育基本法』の制定・施行は、まさに民間より勃発した教育改革要求運動の歴史に残され得る一つの大きな成果だといえよう。

第一目 その立法過程

立法院から公開される公文書を手懸りにして、同法の立法過程を追う²¹²と、少なくとも立法委員側によるいくつかの提案が同法を「教育憲法」として位置づけようとしたことが分かる²¹³。しかしながら、かような思いは政府側も共有していたかどうかは不明である。何故なら、初めから、政府として、同法の制定に対しては必ずしも積極的だと言えない所以である²¹⁴。やがて、一九九六年一月に行政院内部に設置される「行政院教育改革審議委員会」が提出した「第四期諮問報告書」には、学生の学習権の保障を中心的理念とする『教育基本法』を制定すべきだという建言²¹⁵がなされ、政府の重い腰をもやっと上げて同法の制定作業に真剣に取り組み始めた。そして、他の法案と同じくいくつかの政治的場面における折衝を経て²¹⁶、一九九九年六月に大統領令を以て公布され、『教

²¹¹ 山崎直也「第9章 教育改革 ―総統選挙に見る脱権威主義後の課題―」佐藤幸人・竹内孝之編『陳水扁再選 ―台湾総統選挙と第二期陳政権の課題―』（IDE トピックレポート No.51）（アジア経済研究所・2004年）128頁。

²¹² より詳しい流れについては拙文を参照することができる。宋峻杰「台湾における教育権の憲法学的考察」『北大法学研究科 ジュニア・リサーチ・ジャーナル No.13』（2006年）135～169頁。

²¹³ 周志宏・前掲書注（167）4頁。立法院公報第83卷第27期院会記録89頁。

²¹⁴ 周志宏・前掲書注（167）8頁。自由時報（1994年3月9日）6版。

²¹⁵ 顔國樑「教育基本法の立法過程與立法精神」『国立教育資料館ホームページ』（2005年8月10日）18頁〈<http://www.nioerar.edu.tw/new/1/881117.htm>〉。

²¹⁶ 顔國樑・前掲論文注（215）18～19頁。立法院公報第86卷5期院会記録（1997年）4頁。立法院公報第86卷第35期院会記録（1997年）6頁。立法院公報第86卷第43期委員会記録（1997年）269～312頁。

育基本法』が実施されることになったのである²¹⁷。

だが、当初「教育憲法」だと位置づけられた『教育基本法』は、その後の二〇〇五年に台湾本土の郷土教育の推進を図って第二条及び第五条を改正し、また翌年には学校における体罰の禁止を意図し、学生の身体的自主権などの権利を新たに明記しようとして、二回目の改正が行われたのである²¹⁸。同法に「準憲法的な性格」を賦与したい当初の意図が、恐らくかような動きにより、葬られたのではないかと考える。それにしても、同法に基づき、いくつかの教育と係わる権利が保障されるのが政府からの宣言の意味も込められることを考えると、やはり意義がある。

例えば、同法一条には人民の学習および教育を受ける権利を保障すること、教育の基本方針を確立すること、並びに教育体制を健全にすることが明記され、同法の立法目的として定められた。そして、第二条には、「人民は教育権の主体である」ともはっきりと訴える。特に注目に値するところは、教師の專業的自主権、学生の学習権・教育を受ける権利・身体的自主権並びに人格的発達権の内容、それらの権利への救済、また国民教育の段階において、親が持つ権利の内容等を明示する第八条と第一五条の規定だと考えられる²¹⁹。

しかしながら、子どもの人権への配慮を教育法的に重くすべきだという本論の立場から見ると、「学生」という身分しか言及しない同法の定め方に疑問を持つ。要するに、文面解釈から考えると、未だに就学年齢に達していない子どもは同法の保障から排除される恐れがないとは言えないからである。このことは、従来基本的人権の一つだと捉えられてきた教育を受ける権利について、子どもはもっとも重要な権利主体だと考えられてきた認識とは相反し、もっとも深刻な問題だと言えよう。

第二目 二〇〇三年大法官釈字第五六三号解釈

²¹⁷ 呉清山・前掲書注(166)225～226頁。顔國樑・前掲論文注(215)19頁。

²¹⁸ 『法源法律網ホームページ』(2008年11月17日)〈<http://db.lawbank.com.tw/FLAW/FLAWDAT07.asp>〉。

²¹⁹ 『法源法律網ホームページ』(2008年11月18日)〈<http://db.lawbank.com.tw/FLAW/FLAWDAT0202.asp>〉。

一九九九年に『教育基本法』が施行されて以来、憲法を含む法律を解釈する権限を持つ大法官会議は二〇〇三年に出した第五六三号解釈において初めて同法に対する見解を示したのである。要するに、同解釈において、大学の責務及び学生の学習権・教育を受ける権利に言及した際、『教育基本法』二条二項と八条二項を引用しながら、「…大学は学術の研究、人材の養成、文化の開化、社会への奉仕及び国の発展の促進を中心目標としている（大学法一条一項）。（それ故）大学は一教育機関として国民道徳並びに学生の健全な人格を育つ責務を担う（憲法一五八条及び教育基本法二条二項を参照）」、と言い、「…国は学生の学習権及び教育を受ける権利に対して保障すべきである（教育基本法八条二項）。大学から学生に退学或いは類する処分を課することで学生の身分や教育を受ける権利等の権益に対して重大な影響をもたらすことがある（大法官積字第三八二号解釈を参照）。（その為）大学は学生に退学処分を課する規定を設ける際、当該事由及び内容規定について勿論合理性と妥当性に配慮すべきであり、その制定並びに執行のプロセスも正当な手続に従わなければならない」と説示したのである。

こうして、大法官会議は教育と係わる事案への解決を図り、憲法だけではなく『教育基本法』の規定とも持ち合わせて解釈をする側面が見られる。しかし、『教育基本法』により示された人民の教育を受ける権利の中身とは何かの問題については、積極的に検討する姿勢を同解釈の中では伺えなかった。

第三項 教育を言及する大法官の解釈

前記の大法官積字第五六三号解釈が出される前、大法官会議は一九九五年に教育と係わる三つの解釈を世に送っていたことがある。それぞれの内容を次のように整理する。

第一目 一九九五年大法官積字第三七三号解釈

本件解釈で取扱った事案は、教育機関に務める者が労働組合法四条の適用に対する憲法解釈を求めたものである。同条は、「各級行政機関及び教育機関、軍事用機械を製造する機関に従事する者は一概に労働組合を組織することを得ず」と定めており、大法官会議はこの解釈文の傍引

として国民の教育を受ける権利について初めて言及した。そのため、本件解釈は同権利を明言した先例だと位置づけられよう。

教育を受ける権利云々の文言は、まず本件解釈文の理由書の中で述べられている。すなわち、「(憲法二三条は「上述の各条に列挙した自由及び権利は、他人の自由を妨害することを防止し、緊急危難を回避し、社会秩序を維持し、又は公共利益を増進するために必要がある場合を除いて、法律を以て制限することができない」と規定しているため)、国は労働組合に関する法律を制定する際、社会秩序の維持及び公共利益の増進に配慮を払いつつ、労働者に対しその団体交涉及び争議・団体行動する権利を保障しなければならない。教育機関で働く清掃員や機械の維持・管理人員は教育現場で単純な肉体的労務を提供する立場であり、当該職業の性格は国民の教育を受ける権利と相当な程度で関連性を持つと言っても、労働組合法四条により、当該人員から労働組合の結成に制限を設けることは憲法二三条の規定から想定された必要な程度を逸脱したと考えられるため、同法四条の規定は、当該人員が享有すべき憲法一四条の結社の自由に違反することを認める²²⁰⁾」のである。

そして、当時の劉鐵錚・戴東雄兩大法官による補足意見書にも「教育機関で働く清掃員や機械の維持・管理人員は直接教育事業を行う主体ではなく、肉体的労務を提供するだけであるために労働組合を結成し、団体交渉を行う際に例えストライキのような行動をとっても、他の関連法規の規範に服する下で、如何に国民の教育を受ける権利、学校の構内安全や秩序に影響をもたらせるのかは疑わしい・・・」と述べている。

しかしながら、結果として、大法官會議は、当該職業の特性から学校の構内安全や教育・研究環境の維持等の国民の教育を受ける権利から生じる法的利益とはやはり避けられない相当な関連性があることを認め、一年以内に係争する条文を改正する必要性の存否に対する再検討を立法院に要請すると決定した。

第二目 一九九五年大法官釈字第三八〇号解釈

²²⁰⁾ 『大法官會議ホームページ』(2005年8月1日)〈http://www.judicial.gov.tw/constitutionalcourt/p03_01_printapage.asp?expno=373〉。

教育を受ける権利及び学習権に関する学説や学問的研究の展開がより活発になったのは、この大法官釈字第三八〇号解釈が下されてからだと言えよう。同解釈を機に、大学が享有すべきである自治的権限と国を代表する教育部の監督権（力）との間に憲法に基づき如何に境界線を引くかという問題を巡り、大法官会議が初めて取り扱うこととなった。また、大学教育の場に限定して学生の学習の自由についても初めて言及した²²¹。

本論との関係で、当時の林永謀・楊慧英両大法官による補足意見の所論だけに注目したい。要するに、同補足意見は「講学（研究）の自由」の解釈に対し、国が「講学（研究）者」が行う研究活動の進行や結果の発表に対し、恣意的に干渉・抑圧することができないことを指すが、下級の教育機関においては専ら当該の自由により保障されないという意味ではない」としながら、「…中学校や小学校教育の段階においては、生徒・児童の心身発達の程度や物事に対する理解・批判能力の未成熟さに応じながら、国家から一定の国民の知識水準を維持すること及び反社会・反民主の非国民（「非国民」）の育成を避ける要請を受けることにより、全国に亘って同質の教育内容を行わなければならない。従って、当該教育段階では、大学教育より国家の教育行政から広範囲に亘って制限を受けざるを得ない。教育の本質に基づく講学（研究）の自由という憲法的保障は、大学（或いは他の高等研究機関—例えば、我が国の中央研究院）にしか適用し得ない」と説示した。

だが、『中華民国憲法』に確認された「講学（研究）の自由」を『日本国憲法』に保障される「学問の自由」と同一視することができるなら、かような観点は、子どもの教育を受ける権利の保障から反射的に国の関与から守られるべきだと思われる教師の教育権への配慮が明らかに欠落しているのではないかと考えざるを得ない。

第三目 一九九五年大法官釈字第三八二号解釈

本件解釈で取扱った事案の経過は、次のように整理することができよ

²²¹ 同解釈に関して、より詳しい内容や分析流れについては拙文を参照することができる。宋峻杰・前掲論文注（212）145～153頁。

う。

大法官会議による憲法解釈を求める申請人Xは、当時国立の専門学校
の二年生である。一九九一年度の期末試験後一ヵ月余を経て、何らかの
事情により学校側からカンニングの常習犯だと見做され、退学処分に処
された。そこで、Xは救済を求めるため訴願法に従い、訴願、再訴願、
そして行政訴訟まで起こしたが、翌年に同事案を取り扱う行政裁判所
(八一年裁字第九二三号裁定)は特別権力関係論を持ちながら、Xの提
訴を却下する決定をした。同決定は、『中華民国憲法』一六条及び一七
条に違反したと見て、Xが本件解釈を求めたのである。

前記の事案に関する憲法解釈の申請を受けた大法官会議は、「各学校
教育機関は学籍規則や懲戒規定により学生に対して行われた退学或いは
類似的処分行為は、学生の身分を強制的に変更させ、(一市民としての)
教育を受ける機会を損なうことになるため、憲法から保障された人民の
教育を受ける権利に極めて好ましくない影響を与える上、権利の侵害と
も見做しうる。当該処分行為は、訴願法及び行政訴訟法上定義された行
政処分でもあり、処分を受ける者が学校によって用意された全ての救済
手段を尽くしても救済を図れない場合、当然法律により訴願及び行政訴
訟を提起することができる。高等行政法院一九九二年判字第6号判例は
前述する趣旨に違反し、憲法に保障される人民の教育を受ける権利及び
訴訟権をも侵害し、本件に適用することができないとする」、ことを示し、
同決定で使われる「特別権力関係」の論理を退ける立場をとった。

そして、同解釈の解釈理由の始めに「人民には教育を受ける権利があ
り、それは憲法により保障されている」という文言が述べられ、「その
憲法上の権利に不当な侵害を受けた場合、当事者の身分に関わらず、憲
法一六条に定められた訴願及び訴訟の権利を当然行使することができ、
司法機関に対し救済を求めることもできる」と説示する。しかしながら、
大法官会議は、訴願や訴訟を提起しうる学校側が行った処分行為の内容
を厳しく限定したため、学生にも市民的権利を認めてはいるが学校側が
決めたあらゆる処分に対して行政訴訟を提起し救済を求めることができ
るわけではないという但書を附していたのである。

また、学習権の主体である学生の権利行使をより制限すると考えられ
る文言は、理由書の最後にも述べられた。即ち、「行政機関或いは裁判

所が退学処分や類似的処分を受けた学生からの提訴を受理する際、学生の品行、学業成績の評価或いは懲戒方法の選択等のことに対し、教師や学校側が持っている専門的知識及び事実に対する熟知的理解を尊重すべきであるとし、当該処分の判断過程や裁量行為が明らかに違法や不当だと言える場合にしか取消し或いは変更することができない²²²」ということである。

第四目 小括

以上のように、『中華民国憲法』を解釈する権限を持つ司法院の大法官会議が教育分野に関わる争いに対し如何なる姿勢をとっていたのかを概観してきた。それぞれの解釈により、様々な問題を孕んでいることも分かった。例えば、第三八二号解釈を通して、従来の学説で唱えられてきた教育の義務性を重視するばかりの傾向を是正しようとする意味合いで、教育を受けることは人民の権利だとする認識を一層広めることになると考えられるが、同解釈の内容を見通しても教育を受ける権利の憲法的根拠は如何なる条文に求められるかという問題について答えを見つけないことができない。また、同解釈によって確かに退学処分のような教育を受ける機会を実質的に剥奪する厳しい処分を無闇に学生に受けさせないことを確認することもできるが、他の懲戒処分について如何なる手続を用いて学生の教育を受ける権利を保障するのかという問題が残されている。反って、学校の裁量権が広く認められる感を否めない。実際、二〇〇一年に台北高等行政裁判所は訴字二八八号判決において、第三八二号解釈の論理を用いて学校側の教育に関する専門性や事実を把握する正確さがより尊重されるべきであるという姿勢を打ち出し、学生に処する退学処分の当否の判断について学校の裁量権を積極的に認めたのである²²³。

²²² 『大法官会議ホームページ』（2005年7月31日）〈http://www.judicial.gov.tw/constitutionalcourt/p03_01_printapage.asp?expno=382〉。

²²³ 『法源法律網ホームページ』（2008年11月19日）〈<http://fyjud.lawbank.com.tw/Print.aspx?jrecno=90%2c%e8%a8%b4%2c288%2c20020411%2c2&courtFullName=TPBA&jyear=90&jcase=%e8%a8%b4&jno=288&jdate=910411&jcheck>〉。

また、もっとも指摘しなければならないことは、第三七三号解釈から第三八二号解釈まで大法官會議が教育を受ける権利に言及する際、すべては「中華民國憲法によって保障される」などの文言を使っていたにもかかわらず、第五六三号解釈においてはその文言に触れることがなかった。要するに、同解釈では学生に保障される学習権や教育を受ける権利の法的基礎は単に『教育基本法』から引用されることになっていたのである。こうした大法官會議の姿勢の変動により「…教育を受ける権利は（憲法上保障される基本的人権だとして捉えにくくなるし）、一法律によって保障される権利だと見做されることになってしまう」²²⁴、という指摘がある。本論もそれに同調したいと考える。

第二節 教育制度における親と子どもの位置づけ

本節では、中国大陆から移転してきた中国国民党が台湾に移植した教育制度の枠組みやその後の変遷における親と子どもの位置づけについて検討していきたい。

第一項 論点の概要

一九四五年から一九四九年までの四年間、台湾は中国大陆と同じ政治体制の下にあった。この間、お互いの交流も頻繁であった（この時期から台湾において「本省人」や「外省人」の区別も現れた²²⁵）。政治的側面から見ると、特に中華民國政府による二回を亘り、台湾に進出することは別々の意義を持つらしい。その中、一九四七年に「二・二八事件」が起り、戦前からの台湾住民と中国国民党によりもたらされた「中国ナ

=2&switchfrom=1&issimple=-1〉。

²²⁴ 倪茂益「政大研究生資格考不及格退學案的釋字第563號爭議 大學自治 v.s 法律保留」『司法官45期 法學研究報告合輯 第一輯』（法務部司法官訓練所・2006年9月）523頁。

²²⁵ 1946年1月の国民政府行政院訓令により、台湾の住民は、「1945年10月25日より中華民國の国籍を回復した」ものとされた。この訓令で中華民國国籍を回復した男性及びその子孫が本省人、それによらず中華民國国籍を所有しており台湾に居住する男性及びその子孫が外省人ということになる。若林正文・前掲書注（164）60～63頁。

シヨナリズム」²²⁶との意識的な不協和音がより明白になった。この事件も、後に中華民国の旗を掲げる国民政府の台湾への撤退の準備に不安定な要素を残すこととなった²²⁷。その影響も確かにあるように、一九四九年を境にして中華民国政府から制定された台湾に関する教育政策は一層政治的色彩を増すことになった。

第二項 憲法における就学の義務という規定

『中華民国憲法』二一条は教育を受ける義務を人々に課しているため、国の監督から逃れられる可能性が低いと考えられる。その代表的な法律として、『強制入学条例』がある。だが、近年において就学の義務に対する新たな解釈が提起されている。要するに、憲法二一条と第一六〇条にいう「国民教育」や「基本教育」はいずれも「義務教育」の性格を持つとする見解に従い²²⁸、欧米から発展してきた義務教育の歴史を遡って検討した後、義務教育制度の中で「義務」を負うのは両親や後見人であり、学習や教育を受ける主体である子どもではないという説である²²⁹。

そして、義務教育の意味について、「両親が義務を負い、その子どもに受けさせる教育」、及び「国家が義務を負い、人民に普遍的で、無料且つ強制的に受けさせる教育を提供すること」の二つの見解を提示した上で、同説を主張する者は「学習することや教育を受けることはいずれも人民の権利だと捉えられ、しかも学習権（教育を受ける権利）について国家による積極的な作為義務を持つ社会権的側面も有する観点から考えれば、義務教育を理解するためには前述した二つの見解ともに取り入れられるべきだと」²³⁰言う。また、「両親や後見人には就学年齢に達する子どもに義務教育を受けさせる義務を負う一方、国家には教育制度や環境の整備、十分な教育を受ける機会や教育的なソースの提供、または子

²²⁶ 若林正丈・前掲書注（164）109～115頁。

²²⁷ 若林正丈・前掲書注（164）77頁。

²²⁸ 周志宏・前掲書注（165）483頁。

²²⁹ 周志宏・前掲書注（165）490～491頁。周志宏「受教育は権利還是義務？」『月旦法學雜誌 第72期』（2001年）8頁。

²³⁰ 周志宏・前掲書注（165）491頁。

どもの学習や教育を受ける権利を保障する目的で両親や後見人が負う義務の履行の有無を監督することなどの義務を負う」²³¹ことも合わせて提示している。

その延長線上、同説は、憲法二一条を理解するためには同法の第一六〇条と併せて読まなければならないとする一方、「学習権」の観点も持ち込んで、第二一条を再解釈することも主張する。すなわち、憲法二一条に定められた国民教育を受けることは人民の権利であり、義務ではないことである²³²。このように考えていくと、両親や後見人が負う「国民教育を受けさせる」義務の内容は如何なるものであろうかという問題が出てくる。これについて、同説はホーム・スクーリング（在宅教育）の容認に対する可否を境界線として「就学義務」と「教育義務」を区別することができると言い、憲法には人民が学校に入学し国民教育を受けなければならないという規定が定められていないことから、第二一条に言う国民教育を受けさせる義務とはホーム・スクーリングも認められる「教育義務」だと解されるべきだと唱える²³³。従って、前記の『強制入学条例』に基づいて、特定される一部の子どもの両親や後見人は当人を学校に入学させる義務が一時的或いは完全に免除されたとしても、「教育義務」からの排除にはならない²³⁴と見られるべきであり、両親や後見人は、就学年齢に達する子どもを学校に行かせずに自宅で子どもの最善の利益に叶い、国が要求する最低限の教育水準を満たす教育課程を子どもに提供することが出来る場合、憲法二一条に言う子どもに国民教育を受けさせる義務の実現だと見做し得ることは同説によって主張されている²³⁵。

第三項 教育課程の編成

台湾に移転してからの中華民国政府の教育方針は時期毎に異なる²³⁶

²³¹ 周志宏・前掲書注(165) 491～492頁。

²³² 周志宏・前掲書注(165) 492～493頁。周志宏・前掲論文注(229) 9頁。

²³³ 周志宏「教育義務與義務教育—義務教育是誰的義務？」『月旦法學雜誌 第75期』(2001年) 8頁。周志宏・前掲書注(229) 494頁。

²³⁴ 周志宏・前掲書注(165) 497頁。周志宏・前掲論文注(233) 8～9頁。

²³⁵ 周志宏・前掲書注(165) 499～500頁。

²³⁶ 例えば、1950年に民族精神をより強く宣揚するために教育部が『戡亂建國

が、国の施策が一方的に行われることが多いため、国による教育権限が存分に発揮されてきていると認識し得よう。しかしながら、一九九九年に制定された『教育基本法』八条三項には、「国民教育段階において、両親はその子女を指導する責任を負う。更に、子女の最善の利益に基づき、法律により教育を受ける方法、内容を選び、教育事務に関する学校参加の権利を有する」と定められているため、教育課程の編成に対して少なくとも両親の参加する権利が法律によって保障されるのは新たな現状だと考えられる。

今まで見てきた台湾における法制的転換や、政治的歴史の変遷は、教育の場面に大きく影響を与えられてきたのは、「国語」、「歴史」や「地理」などの人文科学的科目に関わる所である。やや大雑把的なことを言うなら、まさに“中国ナショナリズム”から“台湾ナショナリズム”への転換だと考えられる²³⁷。その中、前者からの離脱を求めるために行われた歴史教育に関する教科書の改編は、政治問題も絡んでいることので一大論争まで展開されてきた。

一九九三年に教育部は小学校・中学校の課程標準の改正を行い、小学校に関しては地域の独自性に基づき適当な郷土教育の教材を自ら編纂することが出来るようになった。中学校では一年生に対し、従来の「歴史」・「地理」・「公民と道德」の三科目の中から「公民と道德」を取り除き、新たに「歴史」・「公民」・「社会」の三科目によって構成された。そして、「認識台湾」という科目を新設し、各項目を毎週45分ずつ教えることにした。また、二・三年生の「歴史」・「地理」の授業はそれぞれ四冊の教科書となり、中国及び諸外国の歴史・地理を併せて紹介することになった。特に、中学校の課程に正式に「認識台湾」が教科目として導入されたことは画期的な意義を持つと評価されている²³⁸。

教育實施綱要」を制定し、「国語」や「社会」という授業科目の内容は三民主義の宣伝や反共意識の増強に重点が置かれていた。また、1975年に教育部は、「国民小学校校課程基準の改正委員会」を組成し、民族精神教育や生活指導教育のより一層の向上を図って「国民小学校校の課程基準」を改正した。葉憲峻・前掲論文注（160）116～118頁。

²³⁷ 宋峻杰・前掲論文注（212）136～146頁。

²³⁸ 呉文星「台湾の民主化と台湾の教育——台湾における国民中学校台湾史教

ところが、このようなかつての「中国化」教育からの脱却という側面を併せ持つ教育の「台湾化」は、政治的民主化・自由化に伴い台頭する“台湾ナショナリズム”の主張と密接に結びついているために、台湾の内部（政党）や外部（一部の華僑及び中国共産党）に残存或いは健在している“中国ナショナリズム”からの反発や批判を常に浴びることになった。それ故、全ての台湾人が共有しうるナショナル・アイデンティティは未形成であり、その形成が外における中台関係と内におけるエスノ・ポリティクスの争点になりうるという台湾の特殊な歴史的・政治的・社会的コンプレックスが存在していること²³⁹がより明白になった。かような状況において、如何に教育を教育の原点に回復させ、政治からの介入を最低限に抑え、『中華民国憲法』及び『教育基本法』体制の下で教育を受ける権利を確立させていくかということが大きな課題だと考えられる。

第四項 教科書の選定問題

教科書をめぐる問題は、言うまでもなく小中高教育に限ってしか発生しない²⁴⁰。『教育基本法』が制定された一九九九年を境界線とすれば、それ以前の教育現場において小中学校の教師には如何なる教科書を使用するかを決定する裁量権が認められない状況があった²⁴¹。

しかし、一九九九年以降、法改正に伴い教科書の編集から選定・使用に至るまで新たな法的枠組みが作られたのである。すなわち、改正された『国民教育法』八条の二には、「国民小学校及び国民中学校で使われる教科書については、教育部によって審査する。必要だと考えられる場合、教育部は自ら編集することができる。教科書審査委員会は各学科及び授業科目の専門家、教師及び教育行政機関の代表によって編成される。教師職の者は全委員の三分の一以上占めなければならない。また、同委員

科書の編纂を中心に」日台交流センター編『歴史研究者交流事業（招聘）研究成果報告書集（上）』（財団法人交流協会・1996年）57頁。若林正丈・前掲書注（164）233頁。

²³⁹ 山崎直也・前掲論文注（163）984～988頁。

²⁴⁰ 呉清山・前掲書注（166）300頁。

²⁴¹ 謝瑞智『教育法學 増訂版』（文笙書局・1996年）116頁。

会の組織規範は教育部によって定められる。国民小学校及び国民中学校で使われる教科書の選定について、各学校で組成される校務会議によって決定する²⁴²、と定める。そして、同条の文言から考えると、まず公立の小中学校の教科書に対して、教育部は「審査権」及び「編集権」を持ち、各学校は「選定権」を有している。但し、地方自治体の教育行政機関は如何なる権限も持たないことになる。また、教科書自体は「審査本」、「国定本」及び「選定本」三つの種類に分けられる。「審査本」や「国定本」にするか否かの問題は教育部の教科書審査委員会によって決められ、そこから提示されるいくつかの教科書の中から選択するのは各学校の校務会議によって決定し、「選定本」となる。

一方、教科書の編纂に関して、現在の法律には明文規定が存在しないため、基本的には何人も編纂することができると解されているが、教科書審査委員会による審査を受けるため、『国民小学校及び国民中学校教科書審査方法』三条の定めに従い、合法的な出版会社しか編纂することができないというのは現状である。それ故、各出版業者は特定の者に委託し、編纂するのが慣例である。そして、教科書審査委員会で使われている審査基準は、教育部によって作られた『国民小中学校九年一貫課程綱要』及び『総合高等学校暫定課程綱要』の中で示されるものであるため、教科書は過去のように一種類の国定本しか存在しなかった時代から離脱し、教育部が提示する一つの枠組みの中で多様なバージョンの教科書の存在が許される所謂「一網多本」の状況になったのである。ところが、教育部から提示されるいくつかの教科書の中から一つを選択する権限は各学校にあるので、厳格に言えば、各学校にとって従来の一つの枠組みの下で一つの教科書しか使えない状況とは変わることはなく、所謂「一網一本」の状況が依然として維持されている²⁴³。

かような『国民教育法』の改正により、もたらされた変化がある外、『教育基本法』八条三項によって両親の教育事務に参加する権利が保障され、同条一項にも教師の「專業的自主」権が明記されている故、教科書の選

²⁴² 李建良「一網『一本』或『多本』的法治思辨」『台灣本土法學雜誌 第92期』（2007年）1～2頁。吳清山・前掲書注（166）300～301頁。

²⁴³ 李建良・前掲論文注（242）2頁。

定を巡り、教師の場合は教育部の教科書審査委員会だけではなく、学校が選定する権限を行う校務会議での発言権も尊重されるべきであろう。他方、両親の場合は少なくとも教科書の選定と関わる学校の校務会議に参加する権利が保障されるべきだと解され得よう²⁴⁴。

²⁴⁴ 2006年に新たに当選した台北市市長である郝龍斌は、選挙戦に掲げた公約では公立の小中学校で使われる教科書を従来の通りの1つの国定本にすることを約束した。従って、この公約の違法・違憲性をめぐる議論が活発となり、李建良は同氏がその公約を実現させようとするのであれば、『教育基本法』の規定に違反するだけではなく、生徒こそ教育を受ける主体であるとの意識の定着にも相当な影響をもたらすことになる」と示唆している。李建良・前掲論文注(242) 5～6頁。

